

平成28年3月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成28年3月4日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	福 祉 課 長 花 崎 善 一 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第11号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

- 議案第14号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 君塚和福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第20号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について
- 議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について
- 議案第26号 勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算
- 議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算

第2 休会の件

開 議

平成28年3月4日（金） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第11号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） 私のほうから3点お聞かせください。資料の中の産業の振興、企業の誘致という項目がございますが、この中に市有地の活用というものが書かれてないんですけれども、そういったものも入れたほうがいいんじゃないのかなというふうなところで確認をさせていただければと思います。

また、商工業のところで、商店街等の駐車場の整備をというふうな書き方がされています。駐車場の整備を推進するということでありますけれども、この駐車場用地として、今現在の駐車場以外に、どこか考えていらっしゃるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

また、もう一点ですが、教育の振興というところで、体育施設、市営野球場の整備事業が出ておりますが、この計画の中で、どこを用地として考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、この議案の原案の概要ということで、先にご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、この促進計画につきましては、勝浦市は、平成26年に自立促進特別措置法の一部改正によりまして、過疎地域の要件が追加されまして、勝浦市が過疎地域になっているんですけれども、それによりまして既に平成26年から27年度を計画年度とする過疎自立促進計画を既に策定しておりまして、26年の9月議会で議決をいただいている経緯がございます。この促進計画につきましては、まず策定に当たりまして、総合計画第2次実施計画をが大本となっている枠組みの中でつくられていますというご認識をまずいただきたいと思います。そのような中で、これから過疎の脱却を図るために、どのような事業をこの過疎自立促進計画のにチョイスしていくかということを前提に作成しております。したがって、この中身につきましては、第2次実施計画の各事業をまとめまして、それぞれの現況ですとか課題を整理いたしまして、その対策をこの過疎地域自立促進計画の中に入れていくということになります。

そのようなことで、ご提案を3点ほどいただいておりますけれども、基本的にその詳細については各担当で認識しているということでもありますので、私のほうからは、企業誘致の関係で、市有地を入れたほうがいいんじゃないかというご質問でございますけれども、基本的にこの企業誘致の関係につきましては、現在行川アイランド跡地の関係が非常に大きなウエートを占めた企業誘致の市としての対応ということになっております。その点で、前回の旧計画にはそのようなものが実際上げてなかったんですけれども、今回この策定につきましては、その行川アイランド跡地の計画について、勝浦市にとってよい影響が大きいということで、この中で大きな修正をさせていただいているところでございます。そのような対応でございます。

あと、商工業の関係の駐車場の整備の用地関係と、市営野球場の場所については、担当のほうでお答えいただければと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。商工業関係の駐車場の整備等でございますが、今現在、この場所という特定の場所はまだ決まっております。しかしながら、今後、公共

施設等々で空き地等が出た場合におきましては、ある程度率先して駐車場等の整備も検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。市営野球場の用地ということでありますけれども、昨年12月議会でも答弁させていただきましたけれども、場所については、まだ決定はしておりません。幾つか選択肢があるということで、関谷の総合運動公園であるとか、学校の統合等も見ながら、場所については検討してまいりたい。また、平成29年度からの第3次実施計画の中で計画を入れたいということで考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） ありがとうございます。わかりました。総合計画をもとに計画されているというのも承知した上で質問をさせていただいていたわけですが、市有地に関しては、こういった計画の中にももちろん盛り込んでいらっしゃると思うんですが、記載されていなかったのでもって質問をさせていただきました。

駐車場に関しても承知いたしました。まだ用地としては、ここというのはないということでございますけれども、今現状、やはり駐車場は必要となっていると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

野球場に関しても承知いたしました。この中に解体工事とか、そういった費用も出ていたのでもって、ある程度場所を絞ってきていらっしゃるのかなと思ったのでもって質問をさせていただきましたが、計画が早く進むように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 議長から申し上げますけれども、質疑に際しましてはページ数をお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 議案が過疎地域自立促進計画についてであります。来年度から向こう5年間の計画ということでありますが、今、この計画も含めて、総合計画、実施計画、そして総合戦略と、計画がいっぱい重なっちゃっていて、中身はどれを優先というのはなくて、総合的にこれを判断していかなければいけない。ただ、この過疎地域自立促進計画は、2年前、要は今、前段の質問者の答弁で課長が、法改正によって勝浦市も過疎地域指定を受けたと。その一番の大もとはやはり人口減、高齢化社会、勝浦市を法律に当てはめたときに、そこにひっかかって過疎地域指定を受けたということです。基本的には過疎地域からの脱却というのを目指した計画だというふうに解釈するんですが、そういう中において、向こう5年間でやろうとしていることと、今まである総合計画全てを網羅した中で、まず何を重点に勝浦市はこれから5年間やっていかなきゃならないかということを、後で市長にお答えいただきたいんですが、中身に入りますと、28ページです。地域文化の振興ということで、もちろん文化振興ということでキュステが完成して、一般質問等でも出ていとおりの、キュステは非常に活用できている。きのうの私の質問の中でも、キュステを中心に、この地域振興も行いたいということで、非常にいいかと思います。

ただ、1点、ここの中で書かれている地域文化の振興には、文化財保護事業としかありません。勝浦市の文化財はいろいろございます。また、過去の一般質問の中では、歴史民俗資料を市も収集している中で、勝浦市の歴史民俗等、また文化財等、展示、そしてまた、それを有効

に活用するのかという質問をさせてもらったんですが、その内容がこの中には入ってきいていないかなという感じがします。今行われているビッグひな祭りの中で、勝浦3町の屋台が披露されています。私も関係しているもので行っていたんですが、ひな人形を見にきている方が、こんなものもあるのかということで、非常に驚きをしている観光客の方も随分大勢いました。お祭りにはこれが出るということで、ぜひ秋祭りには来てみたいというふうな話も聞いたんですが、そういうものも含めて、今後、そういう展示とか、これからどのようにやろうとしているのか、ここに書いてあるのは、ただ単事業が1つ書いてあるだけです、その辺をもっと有効活用すべきだと思います。

32、33ページの中に、過疎事業が網羅されています。やっていることもかなり入っていますが、また農林水産課長にお聞きしますけれども、市民農園の事業があります。市民農園を始めてかなり年数たってきました、最近、空きが何個か出ていて、随時募集を受けています。一方では、NPO法人がやっていた市民農園があるんですけれども、当初計画どおりなかなかうまくいかないということで、私、当事者ですけれども、今年をもって閉鎖することになりました。そこには何が原因かというのを、いろいろ活動の方法もあるんですけれども、勝浦市が行っている市民農園、今後もうちょっと広げていく、今のところ空きもあるんですけれども、もっとPR等を含めればもっと広がるのかなという懸念がございます。そういうことで、その辺の今後についてお考えを示していただきたい。

32ページの2番目に、公共交通の維持改善事業、乗合タクシー、これは前のほうにも記述がありますが、実証実験で今やってきています。実証実験をやっている中でいろいろアンケートもとっているようですので、本格実施をどのように考えているのかについて伺います。というのは、今やっている上野地区、そして総野、勝浦の一部を取り込んで、その地域の公共交通の空白地域をなくすということですが、もっと広げてほしいという声も聞いています。ただ、ほかの公共交通のバランスと、あとは市民バスのバランス等いろいろあると思いますが、これになっちゃったからほかを外すんじゃなくて、全体的な考えの中でこの公共交通をこれからどう考えていくのかということについて伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この過疎地域の自立促進計画というのは、いわゆるこの過疎計画は、私は、どちらかというと過疎債をうまく使いたいというための計画、総合計画とか幾つか計画はありますけれども、これとも当然整合を図った中であれなんですけれども、ここは、あくまでも私は過疎債に使いたいというための位置づけが主眼であります。だから、この計画の中にのらないとなかなか過疎債を受けられないということで、やはり有利な制度、確かに過疎から脱却するというのは非常に必要なことなんですけれども、今、過疎指定を受けている中においては、こういうものをうまく使いながら事業を進めていければなということで位置づけているというふうに認識しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。文化財の展示活用についてということで、過疎債のほうには載っていないんですけれども、今こちらで考えていること、取り組んでいることとしますと、文化財というのも、国とか、県とか、市の指定の文化財、それと、こちらで所有している昔の土器とか石器とか古民具、さらには歴史的な史料とか、そういったものを持って

いるわけですが、指定文化財の中で市のほうで所有しているというのは、板石塔婆という昔の石の塔婆だけあります。そのほかの指定文化財については、各お寺とか、いろいろなところで所有をしているというのがあります。それと、土器とか石器、古民具については、今きちんとした保管場所がないということで、行川小学校であるとか、旧興津農協とか、そういったところに分散して保管しているわけですが、そのようなものを使つての展示活用ということで、市役所の1階のロビーのほうに、ガラスケースに入れて、土器とか石器とかというものは展示はしております。今、ひな祭り開催中ということで一時的に撤去しておりますけれども、市のほうのロビーで展示しているというのが一つ。

それと、考えられるのは、キュステの会議室を使って、期間限定で、結構興味の沸くような展示物があれば、例えばハーマン号関係で言えば、平成22年に熊本のほうで発見された絵巻物というのがありますけれども、そのコピーがありますので、そういったものを展示するとか、最近ちょっと話題になっていますけれども、官軍塚のレーダー、軍隊、日本初のレーダーとかなんとかという、そういった昔の歴史のようなものもあります。先ほど話のありました屋台の彫り物、私も見にいつてきましたけれども、学芸員がいて、皆さんに丁寧にいろいろ解説をしていただいて、ぱっと見ただけではなかなかわからないものであっても、専門家の方が解説することによって、結構お客さんも関心を持って見ていたというのがありますので、そういったものも活用しながら展示、PRというふうなこともできるのかなと思います。

あと、各お寺とかいろいろなところに市の指定文化財というのがありますけれども、歴史散歩というような形で、そういう文化財を見て回ってということで、それをいろいろ解説をしながら、勝浦市にこういった文化財があるということを改めて認識していただくということで、そういった事業もやっていますし、今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） 市民農園の今後についてのことでお答えさせていただきます。ご承知のように、市民農園では、市で開設しているものと、NPO法人で開設しているもの、合わせて3カ所ございます。需要につきましては、市民農園、その中であいてところもあると承知しているところでございます。市で開設している市民農園についても、現在3カ所の空き区画がございます。このことにつきましては、最近やめられる方は年齢的なことなどを理由にやめしていく方もございますので、今後の市民農園のあり方につきましては、勝浦市全体の需要などを検証いたしまして、新規に改めて開設できるのか、そういったところを検討していくこととなると考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 地域公共交通関係、デマンド関係についてお答え申し上げます。まず、公共交通関係につきましては、都市間を結びます交通、勝浦市でいいますとJR関係ですとか、あとは大多喜と勝浦市を結ぶ小湊バス、あと、市内の地域を結びます地域内の交通というものがあって、その中の、さらにフィーダーといいますか、先端のほうを補おうということでこれまで市民バスを走らせてきまして、それからまた平成26年の10月からデマンド、乗合タクシーのほうに切りかえをさせていただいております。それについて、10月から、3年間を目途に実証運行ということで進めさせていただいておりますけれども、当初は1日5便を走らせていました。その都度、ご利用者の皆様からいろいろなご意見をいただきまして、予約の方法を変え

ましたりとか、5便を6便に増便しましたりとか、そのようなことで細かなことを改善しながら進めてきております。そういう中でアンケートのほうもとらせていただきまして、いろいろなご意見をいただいておりますけれども、申し上げさせていただきまして、土日、祝日も運行してほしいですとか、帰りの電話の予約が不要ようにしていただきたいとか、また、継続してこれからもやってほしいというご意見とか、運行時間を拡大してほしいとか、いろいろなご意見をいただいております。そういうご意見をいただきながら、実証期間中にその辺の改善ができるものについては極力改善するようなことで、公共交通活性化協議会というのがありますので、そういうところで議題として議論いたしまして、改善を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 冒頭市長のほうからご答弁をいただいたんですけれども、市長のおっしゃるとおりで、過疎指定を受けたことを市としては最大限活用して、これからほかの予算の審議なんかもありまして、いろいろ過疎債を使った事業を随分取り入れています。そういうことを取り入れて事業化をして、これは合併特例債と違って、勝浦市にとっての有用な過疎債が使えるということですので、ぜひとも、全課長はこの部分を認識した上での対応をお願いしていききたいと思います。

デマンドタクシーについては、承知しました。とにかく最初始めたときは、私も一般質問をやったりして、私は特に非常にブーイングとかバッシングが来たんです。そんなこともありましたが、年数がたってこういうふうに改善している方法で、今、当初よりは随分増えてきている。そして、よかったよ、いいよ、使い勝手もよくなったよという意見も随分いただくようになりました。ただ、今言った土日の運行とか、その辺も要望がありますので、これはまだ実証実験中ですので、その実証実験を踏まえて、ぜひともこの公共交通がよい方向に行くようお願いしたいと。なぜこれを言っているかというと、過疎という指定を受けている中での公共交通ですので、過疎債を使える部分があります。移住・定住の問題とかいろいろ含んでいくと、高齢化社会に向けて、動けなくなり自分で車に乗れなくなる人も増えてくるはずですから、そういう人に対応する、よりきめ細かな公共交通を運行してもらえればと。お金がかかるので、そういう面については過疎債等を有効に利用していってもらえればというふうに思います。

文化財のほうですが、今、課長のほうから、思いがありました。なぜ文化財。私は勝浦の歴史を語ることはなかなか難しいんですけれども、勝浦の歴史があって、その上に今があって、未来があるというような流れの中では、こういう昔の農具も、漁具も、いろいろなものを使いながら勝浦が発展してきたという過程を、教育というか、子どもたちの勉強の中でも大いに活用すべきだと思います。そういう点では、一定期間でもいいので、そういうものが子どもたちの目に触れたり、市民の目に触れたりする機会をぜひともつくっていただきたいとお願いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 基本的なご質問をさせていただきたいんですけれども、各事業計画というくくりと、過疎地域自立促進特別事業分というくくりとがあるんですけれども、そのくくり方の意味合いですね、どういうことで事業計画と特別事業分というのを分けているのかという趣旨をご説明いただきたいんですが。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず基本的なお話ということで、本市は将来都市像を掲げさせていただいて、それに向けて推進をさせていただいております。そのような中で、先ほど申し上げましたとおり26年4月に過疎地域の指定を受けているところでございます。今回の新しい自立促進計画につきましては、総合計画の将来都市像の実現に向けた基本理念をもとにいたしまして、基本方針に基づき策定しております。計画内容につきましては、総合計画の枠組みの中で第2次実施計画に即して策定しております。

また、過疎計画の特徴といたしましては、まず、自立促進計画については法律で定められたものがございまして、おおむね、お配りしてある資料の目次にあります事項を、文法的にこれを使ってくださいというような定めがございまして、その中で現況や問題点を整理して過疎の脱却のための対策を記入するような形というふうになっております。

また、特別事業分というものが表の中に記入されておりますけれども、これは、過疎計画というのは基本的にハード事業が主になるのでございますけれども、ソフト事業についても、過疎債が年の枠で3,500万円が上限枠というふうになっております。その表の中の特別事業というふうに明記してあるものについては、そのソフト事業のほうを明記してあるということになります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） そうすると、ハードとソフトということで分けがされていると。それ以上のことは特にないわけでしょうか。ハードとソフトという分け、それだけの基準で分けてあるということでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。各分野のほうの最後のところに、それぞれ表があると思います。その中に産業の振興関係ですとか、交通、通信体系とかということで、それぞれ事業名とか事業内容を明記させていただいております。その中の、例えば過疎地域自立促進特別事業と明記されていないものについては全てハード事業で、特別事業というふうに明記してあるものについてはソフト事業というふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号

勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第14号についてご質問いたします。この条例改正で、職員の人事評価に関する状況というのが報告事項に追加されました。これは民間でありましたらば、もう10年以上前から導入をされた人事評価を、地方公務員が今年の4月1日から実施することが義務づけられたということに伴う条例改正だと思いますが、既に民間ではこの人事評価が導入されて、矛盾や弊害が吹き出して、いわば破綻済みの、そういったことを取りやめるという企業も非常に出てきているような状況であります。地方公務員にこういった人事評価が導入されて、それが義務づけられるということで、何で今さらというような思いがするわけですが、これの実施に当たりましては、ぜひとも労働組合との協議、そして納得の上で実施を進めていただくようお願いをしたいということで、これに関するご答弁をいただきたいと思います。

あと、議案第17号のふるさと応援寄附条例の改正の理由につきましてご説明いただきたいのと、今回6億円の当初予算が計上されておまして、感謝券というものが新たに導入されるということなんですけれども、今まで品物でお礼をしていたのを、感謝券というものも含めて、お礼の品をそういうものに広げていくということにつきましての考え方についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。地方公務員法の改正によりまして、本年4月1日から実施をされます人事評価制度の職員組合との合意についてということでございますが、これにつきましては、これまでも必要に応じまして説明を行ってきたところでございますが、直近でございますが、平成28年2月の初旬に、職員組合四役を含めました執行役員と実施して協議済みでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） ふるさと納税の関係についてお答え申し上げます。まず、応援寄附条例の一部改正の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、寄附をされるときに、6種類の活用目的について寄附者のほうが選定していただくことになっております。今回の議案のほうでは、その指定に関しましては、この目的を削るということでなくて、特別指定をしなくてもいいですよというようなことの改正でございます。

また、感謝券の関係でございますけれども、今まで、昨年の6月からふるさと納税の関係で、手続のワンストップ化ですとか、お礼の品について充実をさせてきまして、その結果、昨年中に1億5,000万円ほどの申し込みをいただいている経緯がございます。現在、お礼の品につきましては、お礼の品の返礼の金額ですとか、手続にかかる費用ですとか、そういうものを全部加えますと、例えば1万円をいただいたときに、大体3割ぐらいが市のほうに残るような概算になります。そのようなことで、今回、感謝券につきましては、なるべく同じような3割残るような形で、7割の感謝券をお返しするような形のものを新たに創設いたしまして、これからふるさと納税のお返しの品として進めていきたいという計画予定でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 人事評価制度の導入に関しまして、組合との協議が済んでおるといふご答弁ですが、今後も、いろいろ重大な実施の節々におきまして、引き続き今後も協議をしていただいて、納得の上で実施をしていただくように、今後についてもやっていただけるかどうかのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ふるさと納税制度、7割の感謝券ということはわかりましたが、この効果につきましてですけれども、プレミアム商品券ということで今まで実施してきた事業がありますけれども、あれとこの感謝券とは、効果の点で、同じような効果なのか、違いがあるということなのか、これがどういう効果をもたらすのかについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） ふるさと納税の感謝券とプレミアム商品券の関係で、効果の違いということでございますけれども、まず、プレミアム商品券は、市内の方を中心に、国の交付金を使って、2割、1万円に対して、前回ですけれども、1万2,000円分の商品券が購入できますよということで、市内の商工業の発展のためにやっているという狙いがございます。

また、感謝券につきましては、基本的に市外の方が対象になっておりまして、そふるさと納税をやっていた市外の方が感謝券を選ぶことによりまして、感謝券がその方のお手元に届きます。その感謝券を勝浦に来ていただいて使っていただくという大きな意義がございまして、その辺が大きな違いではないかと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。人事評価制度につきましては、今後も必要に応じまして、職員組合との話し合いを継続しながら、制度の円滑な実施を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 感謝券につきまして、ちょっと効果が、来ていただいてお買い物をしていただくということになると、そんなにたくさんの皆さんにこれを応募していただけるのかどうかという思いがするんですけれども、そもそもは、勝浦市内の商店やいろいろな取り扱い業者の皆さんに、消費を喚起するというので、市外の皆さんからお買い物をしていただくという性格のものではないかと思うんですけれども、円滑な活用の仕方ができるような方法とか、そういう点も既にお考えなのではないかと思うんですけれども、6億円のうちの相当の部分が感謝券ということでお返しされるようなんですけれども、大丈夫なのかなという気がするんですが、どういう取り扱いになるのか、もうちょっとわかりやすく説明いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。そもそもふるさと納税は、勝浦市を応援して下さる方がご寄附いただいて、それにお礼としてお礼用の品を選んでいただくことですか、今回新たな創設の感謝券を選んでいただくかという選択肢がまずございます。商品のほうを選んでいただいた場合については、お手元のほうに勝浦市の商品が届くことになります。また、感謝券につきましてもお手元のほうに届くわけでございますけれども、その届いたものを、通販とかは受け付けませんので、勝浦市内に来ていただいて、勝浦市に登録のあった事業所、商店等でお使いいただくということで、経済の活性化にもつながるのではないかとということで感謝券

のほうを創設しております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 私は、議案第14号の地方公務員法の改正に伴う、これに関して質疑いたします。前段者が職員の人事評価について、民間では10年ほど前と言っていますが、民間はいろいろな制度があって、人事評価制度をやっていない民間もあるし、きちっと進化を続けて人事評価制度をやっている民間もあります。私の経験からは、私は40年前から人事評価の中で暮らしてきました。今さらという前段者の評価でしたが、ようやくというのが私の実感であります。組織あるところに成果意識がなければ、それは単に浪費につながる。無駄な費用の発生を生むということで、有名な経済学者も言っておりました。ようやく人事評価が導入されるということで、非常によかったなと。行政評価制度もそうですけれども、組織がある以上、業務を遂行するときに、首長はもちろん、末端の職員まで、自分の業務がどういう成果をもたらすかということに対してきちっと意識しなければいけない。ようやく4月1日から始まるということで、そこでお尋ねしますが、今現在、4月1日はもう目の前に来ているので、職員に対してとか、いろいろな周知ですね、どういうふうなシステムでやろうとしているのか、もし概要がわかれば教えていただきたい。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。人事評価制度の職員に対する周知ということでございますが、こちらにつきましては、去る2月12日、13日、17日の3日間にわたりまして、専門の講師を招きまして、管理職を含めました全職員を対象とした研修を実施したところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 全職員が学んだということでございますから、学ぶことからどういう仕組みが行使されるかが一番問題なんです。それはおいおい、導入されてから、私たちの目にも触れることがあると思いますし、もちろん個人情報的なものはないと思いますが、システムの仕組みだけは教えていただける。そのシステムが一番有効に生かされるということでございます。今までは、成果というのは、どちらかというと曖昧になる傾向があるということでございます。それは、民間の利益至上主義と、市民の福祉至上主義とは違うということの中で、今のところ行政主体にはそういう人事評価制度というのがなかなか定着しないし、導入もされなかったという中で、ようやく、日本の大借金の国の財政からいっても、組織あるところ成果をシビアに見ていかなくちいけないところにいよいよ来たなということでございます。ぜひ総務課長中心になって、趣旨徹底して、よりよい成果につながるような、職員に対しての指導役をぜひやっていただきたいということを強く要望して、終わります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 議案第13号の特別職職員で非常勤のものという条例の一部改正ですが、その中に市税等徴収指導員を新たに加えられるということですね。市税等徴収指導員の身分というか、市での業務の範囲、通常の税務課の収納班の中に来るのだらうと思いますけれども、指導員がどういう仕事をするのかということについてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。今回の設置いたします市税等徴収指導員についまし

は、国税庁のOBで、なおかつ勤務としては徴収部門を担当された方を希望して、人事課のほうと今折衝しておるところです。年度内に推薦がいただけるということですが、まだ具体的な氏名は提示いただいていないところです。業務の内容としましては、市税等と、等が含まれますので、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を含む税務課徴収班で所掌している歳入の収納に関する仕事で徴税吏員証交付を予定しております。だから、税務署OBの方が来て、仕事の内容を見て、こうなさい、ああなさいという指導そのものもしていただくところもございますけれども、みずから滞納者を面接等呼び出して、滞納処分そのものの実施についても、みずから実施していただく部分についてもお願いしようと考えております。

なお、勤務としましては非常勤特別職で、月額1万7,000円を想定して今回提案させていただいていますけれども、週3日以内ということで、その勤務のほうについては選任された方と交渉しますけれども、週3日以内という形で勤務をしていただく予定で考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 市の歳入の自主財源としては税金が最たるものでありますし、ここへきて徴収率も、勝浦の場合よくなっているというふうにも聞いていますけれども、徴収の担当職員は非常に心労的な苦労も、市役所職員はみんなそうなんですけれども、特にお金を扱って、滞納者とはいえ、人様からお金をもらう、逆に言うところに取りに行くという仕事は非常に心労的なものがある、これはある面では、プロ意識といいますか、専門的にならないと、税金をもらう、賦課した税金をちゃんと説明できる、そういうこともできなければ、ただお金をくれということには滞納者は絶対に応じませんので、なぜ税金を納めるかを理解してもらわなきゃいけないという部分があります。そういう面において、国税庁の徴収のOB、徴収担当官が来るということは、市の職員にとっては非常に力強いバックアップになるというふうに考えます。そういう面で、どういう方が来るかはこれからということですが、ぜひともそういう人と研修を重ねていただきたい。

もう一つは、徴収班だけの仕事ではなくて、年末には全庁を挙げての税金の徴収というのがあろうかと思えます。課長さんたちがやっている事実も実際ありますので、そういう方に対しても研修をしてもらって、税金の取り立て屋じゃないんでね、税金をいただく側としての資質のアップを図っていただければというふうに思います。そういうことで、この指導員を入れるということは、私としては市税の収納アップにつながると思いますし、つなげていただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号ないし議案第17号、以上6件は総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第18号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、議案第19号 君塚和福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第20号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市生活支援訪問介護事業手数料条例を廃止する条例の制定について、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 議案第21号の条例の制定につきましては、昨日も一般質問でいろいろと質疑をさせていただきましたが、この住民合意が、きのうの答弁で過半数の賛成はやむなしという住民の意向を把握したという、そういう答弁でしたけれども、実際問題としては、根拠は昨日示せていなかったと思うんですね。住民の合意があるとは言えないのではないかと。住民の合意はいまだ得られていないのではないかと思います。

それと、もう一点、3校を1校に統合するという結論がまず大前提にあって、その上で勝浦中と北中のいずれを選ぶかというような選択が各意見交換会で前面に出されて、特に北中におきましては、北中を残した場合ということについての検討ではなくて、北中を残すか勝浦中を残すか、どちらが残せるかというような議論で意見交換が行われたということでありまして、だから、北中の意見交換会は最後の最後まで出席された皆さんの納得が得られないまま協議を途中打ち切って、5回目もなく、今回の提案になっていると思うんですね。

その2点からしますと、今の時点でこういう条例改正を議会に諮るというのは極めて時期尚早だというふうに思いますが、それにもかかわらず、この議案を提案されているということで、住民合意の点と、これまでの検討の不十分さという点から見て、大変強引だと言わざるを得ないと思います。

次に、議案第24号の、これは介護保険の介護認定に当たっておられない市民の皆さんの、ホームヘルパーの派遣を希望される方々への事業を廃止するということになるわけですが、現在の要支援1、2の方々、それから新たにそういったサービスを希望される方々へと、総合事業は来年4月を期して始まるわけですね。来年の4月1日から新たな事業が始まりますけれども、この1年間、今まで行われていた事業が廃止をされるということで、これまでサービスを受けておられた方々が、ぷつんとこの1年間途切れて、来年度実施される総合事業に、希望があれば、それが受けられるというか、申請できるということで、この1年間について、途中で廃止してしまうという、そういった後のつながりも十分考慮されないまま事業が中止され、1年間待っていただければ新しい事業が始まりますというような、これは条例の廃止ということになるのではないかと思います。そういう点では、市民サービスを乱暴に廃止することになるかと思いますので、その点についてのご見解を伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 藤本議員に申し上げます。最初の学校統合についての質問の趣旨の内容をもう一度確かめておきたいんですね。

○1番（藤本 治君） 私は2つの点で、この条例改正は時期尚早ではないかと、今議会に提出すべ

きではないのではないかとということを申し上げているので、それに対して見解をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 質疑の途中であります。11時15分まで休憩いたします

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。中学校の統合についてのご質問であります。時期尚早ではないかというご意見であります。昨日もいろいろと説明をさせていただきました。その中で、学校再編調査検討委員会という外部の組織もあり、そこでも検討をさせていただきました。その検討を行った中で、学校現場からの切なる声といたしまして、一刻も早く統合を進めていただきたいという強い思いの発言がございました。それから、29年度統合に向け進めていただきたいという、保護者、PTA会長のほうからのご意見もございました。またさらに、学校の代表の校長先生のほうからも、中学校の統合に向けて、スムーズに統合ができるように、とにかくいい知恵を出し合って統合を進めていただきたいという意見が、回数を重ねるごとに出来てまいりました。そのような状況の中で提言がつくられ、その提言を受けて教育委員会といたしましても統合を進めているわけですけれども、このようことを踏まえまして、教育委員会としても一刻も早い統合を進めていくべきであるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。廃止に伴います空白期間の問題ですけれども、現在の利用者が4人おります。この方たちに対して不利益にならないようにすることが一番のポイントだと思います。廃止につきまして事前にお知らせをした上で、保健師によります個別の状況把握とか、本人の今後の意向について聞き取り調査、ヒアリングを行ったところでございます。具体的には、介護保険制度への移行など、どのようになるかというところを調整いたしまして、この条例を廃止することについてはおおむね了解を得ております。そういった中で、今後、介護保険制度への移行ができるのではないかと考えております。また、利用実態について、ここ数年間は新規の利用者がいないこと、そして実利用者4名ということで、減少しているところでございますので、この間の新たな制度設計というのは考えておりません。しかしながら、高齢者対応といたしましては、この間、地域包括支援センターに相談いただくなど、そういった対応が考えられると思いますので、この間については特に問題はないと私のほうでは考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第21号の答弁は、質問に答えていただいていないと思います。私は、住民の合意が得られていないままこの条例改正がやられようとしているということと、3校から1校にするということを既定のものとして勝浦中と北中のいずれを選ぶかという、その2つを残した場合についての検討はされていないままこの議案が出されているという、その2点について見解を伺っているのですが、そのことには答えないで、この間の経過を述べられたということなので、住民合意が得られていないけれども、こういう提案をしておりますということで

あれば、そのように言われたらいいわけであって、住民合意は得たというのであれば、その結論の根拠をお示し願いたい。あと、2校存続した場合の検討がなされないまま、勝浦中、北中のどちらを選ぶかという議論のまま、賛成、反対、さまざまな意見が出されたまま協議は打ち切られて今のこの条例改正の提案になっているわけですので、そのことに対する答弁をきちっとしていただきたいと思います。住民の合意なしのままやるということであれば、そのようにちゃんと表明していただきたいと思います。

それから、議案第24号の条例廃止の件ですけれども、これは4人の方々がサービスを受けておられて、その方々への手当てをとったからいいのではないかということなんですけれども、私は、市が住民へのサービスを提供してきたものを、今ここで断ち切ってしまって、また来年1年間待てば次の新しいサービスが提供できるようになりますということで、つながりが一旦途絶えてしまうわけですね。市民へのサービス提供の仕組みが断ち切られて、1年間、間を置いて次のサービスが提供されるということですから、その間のつながりを福祉と介護のほうで協議をすれば、スムーズなつながりが見出せたんじゃないかと思うんですね。それが十分対応されないまま今回の措置になっているんじゃないかと思うわけです。そういう点では、人数が少ないからということではなくて、今受けられている4人の方々とともに、そういうことを希望される潜在的な市民のニーズに対して、制度そのものが今回1年間とはいえ廃止されて空白をつくるという、この措置について、やはり丁寧さに欠けているのではないかというふうに思います。改めて仕組みを断ち切ることについての市民との関係についての見解を伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。住民合意については、昨日、課長から話があったように、反対意見も確かにございました。でも、賛成意見も出ておりましたし、反対意見については、一部の方が、私が見たところ十数人だと思うんですが、その方たちが反対意見を確かに述べておりました。しかし、PTAの方とか、あるいは地域の方、もうこれはやむを得ないんじゃないかと、とにかく、この後は子どもたちがスムーズに一緒になって学習できるようにしてほしいと、そういうようなご意見でございました。私もあの席で失言しちゃいましたけれども、住民の同意は得なくていいというような、これは頭が混乱しておりまして、全員が同意しなきゃいけないと、そういう考えになってしまったんですが、全員が同意していただくということは、まず無理な話だと思うんです。必ず反対の意見はあると思うんです。ですけれども、これまで調査検討委員会でも十分に検討していただきまして、最終的に、興津中と北中が統合するよりも、これから先のことを考えたら3校統合がいいというようなことでこのようになりましたので、そのように進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。実態といたしましては、制度を使う方が4名いたわけなんですけれども、その方々に対して十分な対応ができるということ、そして、潜在的な利用者につきましても確実なところがわかりませんので、この単独の違う制度の存続といいますか、それは困難になるかと思います。そういう中で、先ほど申しましたように、その間の対応といたしましては、包括支援センターに相談いただくなどの対応がいろいろと考えられますので、そういう中で問題はないというふうにお答えさせていただきます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 教育長からご答弁をいただきましたけれども、教育長のそういうふうにお感じになられたということはわかりますけれども、実際そうだったのかという根拠は全くないわけですし、反対や賛成の発言がある中で協議が打ち切られているんです、北中の場合ね。協議を次回に、5回目に継続してほしいということで、時間が大変遅くなっていますので、今日は一旦閉じてほしいと、5回目を開いてほしいという、それが5回目なしで打ち切られたわけです。だから、住民の合意なしにこういう統廃合は進めてはならんということが国会でも再確認されているわけですが、住民の合意というのは、合意が得られた、賛成が多数であったという、そういうことを示す根拠はないと思うんですよ。今まで、昨日のご質問でも出てきませんでしたけれども、ありませんよね。そういう点で住民合意なしに進めてしまっているのかという問題と、あと、検討は十分されたとおっしゃいましたが、十分されたのは勝浦中1校への統合を推進しますという方針と、その理由についての説明なんですよね。一方的にそれがやられたということであって、2つの中学校を残した場合についての検討というのは、やられておりません。だから、これをやらないままに、3校から1校へということだけが検討の対象にされて今回の条例が出されているということだということで、そのことについてきちっとしたコメントを、表明をいただきたいと思います。

議案の24号につきましては、人数が少ないから、手当てを講じているからということで、たとえ1年間といえども、こういう住民サービスを一旦断ち切って次のサービスが翌年始まるということをつくってしまったというのは、やっぱりこれはちょっとやり方としては丁寧さに欠けるというふうに思うんですけれども、こういう選択しかなかったのかどうか、もうちょっと介護と福祉のほうでよく相談をされて、制度を一旦断ち切らないで済む別の方法がつけられたんじゃないかという気が私はするんですけれども、そういうことはなかったんでしょうか。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。これまで、先ほども課長からも話がありましたように、現場の校長先生方の声とか、あるいはPTAの会長さん方、そういうことを全体に含めて総合的に考えて、やはり子どもたちのために早急に統合しなくてはいけないというふうに我々は考えたわけです。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。事業廃止後につきましては、介護健康課との連携の中で、平成29年4月スタートにおきます総合事業においてどのように対応できるかということで話し合いをしております。そういう中で、先ほど来申しますように、この間は、高齢者対応といたしまして、地域包括支援センターの中でいろいろと相談事業がございます。そういうもので対応できるということで介護健康課とも話をしておりますので、問題はないというふうに私どもでは考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうからは、議案第21号、勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてお聞きます。勝浦の中学校を、3校を1校にするということでございますけれども、私、1回目の意見交換会は全て参加できませんでした。しかし2回目、3回目、

各3校の意見交換会、それから4回目の北中学校の意見交換会、出席しました。事務局のほうで恐らく把握はしているかと思いますが、8月17日に北中学校で2回目の意見交換会、私が数えた人数でいきますと、出席者は43名。多少の誤差があるかと思いますが、この43名の中には、保護者と、各地区の区長、あるいは教員の先生方は含まれています。その後、8月19日は興津中で意見交換会。このとき私が数えた数で27名。私も含めて27名。もちろん同僚の市議員の方たちもこの中に入っていますし、地元の区長、あるいは教員の先生も含めて27名。8月20日の勝浦中学校は28名。この28名の中には、中学校の先生、地元の区長、それから我々同僚の議員の人たちも含めて28名。それから3回目、11月25日の北中学校が48名、11月26日の興津中学校は37名、11月30日は勝浦中学校でやはり37名の出席者がありました。

そして、これまでの意見交換会の中で話を聞いた中で、ほぼ総論賛成、統合やむなし、しかしながら、統合するに当たって、通学手段をこうしてほしい、津波が心配だから、こうしてほしい、学校をこうしてほしいという意見が出ていました。もちろん統合自体に反対だという親御さんもいたのも事実だと思います。

そういった中で今回の条例、議案が出てきているわけですが、そもそも、私は今回は遅きに失していると思うんですが、我々議員にも責任があると思います。勝浦市の子どもたちが減ってきている中で、もっと早くに小、中学校の統廃合を進めるべきではなかったかという議員が過去にいてもよかった。私も平成15年に席を与えていただいて、そういったことをしてこなかった私も申しわけないと思いますけれども、私のこれまでを振り返ってみると、平成23年12月議会に磯野議員が小、中学校の統廃合を進めるべきだという、この議会の中で、当時の松本教育長、教育課長は中村課長、検討委員会を設置してほしい、そこからスタートしたものだとは私は思っているんですが、庁内の検討委員会が設置されて、その後、外部のPTA会長、各地区の区長会長、校長先生、外部の人たちを交えた再編検討協議委員会が設置されて、提言書が出てきた。そして、その提言書に沿って教育委員会は進めている。今、先ほど前段者の話を聞くと、時期尚早だ。昨日の一般質問では、取り下げろ。取り下げるか取り下げないかは執行部に権限がある。我々議員は賛成するか反対するか。反対であれば討論の場で正々堂々とやればいい。恐らく最終日には反対の親御さんたちも来るでしょう。我々は正々堂々と賛成か反対か、表示しますよ。そういった中で、教育長に聞きたい。万が一、外部の組織された委員会の提言書を引っくり返すようなことできるんですか。そのときの委員の区長たち、PTA会長、その人たちの決めた提言書を引っくり返すようなことは教育委員会できるんですか。私は絶対できないと思いますよ。違いますか。

そういったことで、私は、賛成か反対かの議論をこういう場でしたくない。統合後の姿を我々はどうすべきだというものを私は今回質疑の中で行いたいんですが、改めて教育課長に聞きたい。現在の3中学校の生徒数を改めてお示しいただいて、同時に、部活動、勝浦中学校、興津中学校、北中学校は幾つの部活動があって、部員数は何人なのか。また、例えば野球部であれば9人いなきゃ試合に出られない。剣道部であれば5人いなければ試合に出られない。最低3人いなければ試合に出られない。そういったものもあります。その部員数をお聞かせいただいて、さらに、年度変わった以降、専門部会を設置するという話になっていると思います。例えば校歌をどうしましょう、制服をどうしましょうという話になっているかと思いますが、例えば、統合までに校歌を決めなきゃいけない、制服を決めなきゃいけない、そ

れも大事かもしれないけれども、新たに統合された生徒を中心に、生徒の意見も取り入れた中で、校歌や、制服なんかもデザインも考えてもらってもいいと思うんです。理想は29年の4月にできていればいいかと思いますけれども、そこは、これからの勝浦、新しい統合された生徒の意見も取り入れていったほうがいいと思う。そういう意味でのアンケート、賛成か反対かのアンケートではなくて、統合後どういう学校生活を送りたいですか、どういう部活動をやりたいですか、そういうようなアンケートはすぐにでもやってほしいと思うんですけれども、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。アンケートにつきましては、以前とらないというふうに言いましたのは、統合するか、しないかというようなことで考えていましたので、それは必要ないというふうに思っていました。だけど、これから子どもたちがどんな学校生活を送りたいとか、そういう要望につきましてはアンケートをとってやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。現在の生徒数でございますが、2月1日現在、北中学校85人、興津中学校66人、勝浦中学校206人、全体で357人となっております。

次に、部活動についてでございます。各部活動の数と人数ということで手持ちの資料を報告させていただきますと、まず勝浦中学校では、運動部が8、文化部が3、合計11の部活動がございます。それぞれの部活動、ざっと読み上げさせていただきます。3年生は部活が終了しておりますので、3年生を抜いた人数で、今現在活動している人数を報告させていただきます。柔道部が男女合わせて15、剣道部、男女合わせて5、野球が10、ソフトテニス部、男女合計29、バスケットボールが8、バレーボール7、卓球17、陸上29名となっております。それから文化部につきまして、吹奏楽部が10、家庭科部8、美術部2という数です。

次に、北中学校の部活動ですが、運動部が5、文化部が1、合計6の部活動となっております。部活ごとの人数ですが、ソフトテニス部、男女合わせて15、剣道部、男女合わせて14、文化部がゼロ、バスケットボール部が5、野球が7、柔道が6という数となっております。

次に、興津中学校の部活動ですが、運動部が4、文化部が2、合計6の部活動となっております。部活の種類と人数ですが、剣道部が7、野球部が4、ソフトテニス、男女合計11、バレーボール12、吹奏楽部10、V Sクラブが2という数となっております。

教育長からも、生徒の意見について答弁がありました。私もそのとおりと思っております。生徒の声を吸い上げながら、どういう学校にしていきたいか、悩みはないか、心配事はないか、そういったことを子どもたちの声を聞きながら、統合に向けて、子どもたちが安心して楽しい学校生活が送れるような、そういう統合を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。先ほどの提言についてですが、この学校再編につきましては、教育委員会だけで考えてはいけないということで、幅広い意見をいただくということで、学校再編調査検討委員会を立ち上げました。その中で本当に議論していただきまして提出していただきました提言書ですから、これを引っくり返すような、そのようなことは全くでき

ないと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 住民合意というお話もありました。まずもって、この調査検討委員会、地元の代表の区長たちが入っている。全小、中学校のPTA会長が、たしか入っていたはずです。校長先生たちも入っていた。学校現場を一番知っている校長先生たちが全部入っていた。学校の保護者の代表である全PTA会長が入っている。地区の代表である4地区の区長たちが全員入っている。この提言書はものすごい重いはずです。これで、先ほど北中、興津中の統合云々の話もあったけれども、私、興津中の中で北中と統合してくれと言った親御さんは、たしか1名いたと思いますけれども、あとは勝浦中と統合してくれというほうが大半だったと思います。北中は、北中の生徒さん、新坂を下った勝浦中は心配だ、坂道を何とかしてくれないか、駅まで行かないで途中で下りられないかとか、そういう話がありましたよ。本当に統合自体反対の親御さんもいたのも事実でした。途中で帰っちゃった親もいた。けれども、外部を交えたこの提言書を、これほど重いものを、教育委員会としては、それをしっかりと進めていくというのが教育長と教育課長の使命だと思いますし、我々議員は、その提言書に沿った今回の提案が気に入らなければ、最終日、議会の場において反対をすればいいし、賛成をすればいいと思います。

いずれにいたしましても、子どもたちのため。出席された親御さんたちも、私は話しましたがけれども、統合はしょうがないよね、子どもたちのためだから。執行部もそうだし、我々議員も、子どもたちのためにどうするかというのをしっかりと最終日に判断していきたいと思えますし、昨日、照川議員の一般質問の中で、郁文小の新入児童が1名という話も聞きました。郁文小、本来であれば29年4月という話もあったかと思えます。清海小と一緒に進めたと思えます。ただ、いろいろなこともあって、統合に反対という意見もあったと思えます。それで郁文小のほうは一旦とまっていますけれども、私は、もし、その来年郁文小に入学する1名の児童の親であれば、あんたたちが反対してくれたおかげでうちの子ども1人じゃねえかと思うと思えますよ。その1人の入学する子どもであつたら、おじさんやおばさんたちが反対してくれたおかげで、俺、友達一人もいないよと思うかもしれない。逆に、俺1人でかわいがられてよかったと思うかもしれないけれども。私は、自分の子どもがもし1人ということになったら、ちょっとね、子どものことを思うと。郁文小は、私が聞いている限り、本来4人入学するはずだったと思えます。でも、ほかの3人は勝浦小に来る、ほかの小学校に行くというふうにも聞いていますけれども。本当に、子どもたちのために、中学校、興津中、北中、野球部は試合に出られませんよ、1校で。統合チームにしなきゃ出られない。勝浦中だって、剣道、岩切君は全国優勝した、その勝浦中学校が団体戦に出られないんですよ、男子チーム2人しかいない。本当に子どもたちのためを思えば、部活動は重視じゃないけれども、日本の学校は部活動もあって、オリンピックでメダルもとっている。フィンランドの話もあったけれども、ノーベル賞だって、文科系の部活動があつて、いろいろな理科だったり、いろんな部活動をやつて、ノーベル賞だって、日本は最近すごいじゃないですか。私はね、日本の教育制度というのは、すごく誇れるものだと思うし、そういった、沿って勝浦中学校の統合を進めていきたいと思えますけれども、最後、もう一度教育長から意思表明を聞いて終わりにしたいと思えます。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。前にもお話したかもしれませんが、私が教育長になった平成24年10月、先ほど議員から話がありましたけれども、その前の12月議会で統合の話が出ていたということで、課長に庁内の検討委員会はあるのかと聞いたら、まだつくっていないということで、早速、その翌月11月につくっていただきました。それで庁内で話し合いながらこれまで進めてきたわけですが、今、議員がおっしゃったように、やはり今やらないと、子どもたちに本当に申しわけないというふうに思っております。これは私の使命だと思っておりますし、平成29年4月に中学校の3校統合をぜひ進めたいというふうに考えております。よろしくお願いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 私は、議案第21号、前段者と同じ条例の制定についてですが、この確認と質問をしたいんですが、今回、勝浦市学校再編調査検討委員会で5回の話し合いがなされた。提言書をまとめられたと。メンバーを見ますと、PTA関係が10名、地区が4名、それに学校長が3名に、校長会から1人、そういった中で5回もされた。当然、よく住民合意だとか保護者同意と言いますが、基本的にPTA会長は会員に対して情報を提供し、吸い上げるという役目で会長になっているはずなんです。区長もそうです。情報が来たら、区民に情報を流して、ましてやこういう重要な問題については、恐らく役員に流して意見をもらって、そしてその場に5回も出ていると思います。特にPTA会は当事者ですから、PTA会長は、それぞれの単体のPTA会員に対して情報を提供し、意見を吸い上げ、そういう努力をしたはずで、この会議に臨んで提言して、ぜひ統合してくださいと。十分時間をかけて、それを守って提言書をまとめられたと私は強く信じております。そして今回、4回の意見交換会、住民合意意見交換会ではありません。より、こういう提言書に対して何か希望的なものがあれば、あるいは要望があって、子どもたちの通学関係、いろいろな学校関係について要望をぜひお聞かせ願いたいというような意見がメインであったと私は思っています。ですから、そういった中で、本質は教育、生徒たちの教育の本質論にどう取り組むか。これで私も、3校の校長のうち2名だけヒアリングさせていただきましたが、土屋議員、本当に困っているんですよ、現場は。こんなに生徒が少ないところに派遣される職員の数、それから、この広大な北中を生徒と教職員できれいにするなんていったって、とても手が回りません。子どもたちのために一刻も早く統合して、教育の質を上げて、一刻も早くということで、ですから前段者が言ったように、時期が遅過ぎたというようなことを私は強く思っております。ですから、教育委員会は十分話し合いをされた、私はそう思っているんですが、それについて自信を持って答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今、議員からお話があったとおり、今までに学校再編調査検討委員会、外部の調査検討委員会を立ち上げ、いろいろな意見をいただきました。その前に、庁内の調査検討委員会でも検討いたしました。庁内検討委員会を立ち上げた経緯も、先ほど教育長、また議員からお話がありました。議員の一般質問の中にも、少子化に伴って、学校を今後考えていく必要があるのではないかとという一般質問も受けまして庁内検討委員会を立ち上げ、そして学校再編調査検討委員会、あらゆる立場の方々からご意見をいただくという趣旨で調査検討委員会を立ち上げ、5回もの、本当にお忙しい中ですが、各区長様方、PTA

の会長方、仕事もありながらの忙しい中、検討委員会のメンバーとして出席していただき、いろいろな意見を出していただきました。その中で、代表の方々が議論を尽くしてつくっていただいた提言書でありますので、先ほどもありましたけれども、本当に重みのある提言書というふうに私も受けとめております。ですので、この提言に沿って、これは教育委員会として進めていく使命というふうに私も考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 課長の強い答弁がございました。勝浦中学校の校長先生にも聞きましたら、勝浦中でさえ専任の教科が、この規模では、生徒数では、全員そろわないと。特別お願いして来てもらっている。その程度で、教育者は、子どもたちに最高の教育環境と教育の質を上げて、ふるさとのため、国のためになっていただくという使命を持っているんですね。ですから、そういった教育の聖職者の思いを自信を持って進めていっていただきたいことを強くお願いして、質問を終わります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 今の教育問題の非常に強い質問の後に隠れてしまうような質問ですけども、議案第19号、君塚和福祉基金の設置、管理条例と、議案第22号、芸術文化交流センター設置管理条例、この2つの条例改正についてご質問いたします。

まず、19号のほうは、君塚和さんのご厚意による福祉基金を設立して、それが、説明によりますと、当初の目的を達したと。基金がなくなるということで廃止ということであります。これについては、条例は、平成5年からの約22年間ですか、君塚さんの寄附を有効に使ってきたということになります。それが22年経過した中で廃止になるわけですけども、この間、ひとり暮らし、設置の要綱にある対象者に対しては非常に有効なことだったと思います。これを廃止するに当たって、私は君塚和さんの関係者等を含めて、何らかの意思を、市としての感謝の意思を伝えるべきだというふうに考えますが、その辺についてどのように、もう考えていると思いますが、お伺いしておきたいと思います。

22号については、芸術文化交流センター、これは何回も言っているように、今、非常に盛況な、文化センターということで活用しております。今回条例が上がったのは、休館日の設定、毎週火曜日を休館にするということで、当初は年末年始を除く毎日開館ということで、職員の方も非常にご苦勞があったと思います。そういう中で、今回休館をするということになった経緯と、なぜ火曜日なのか。そしてもう一点は、1週間のうち1日休むわけですから、7分の1の経費削減、全部が7分の1になるわけではないですけども、経費の削減も考えられると思います。その辺についてお示しをいただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。君塚和福祉基金の関係についてお答え申し上げます。平成6年度から平成27年度まで20年以上、この基金を使いまして、一つの高齢者福祉事

業といたしまして実施できたものでありますので、感謝をしているところでございます。こうした中、廃止に当たりまして、事前に、去る1月22日に、遺族であります奥様宅を訪問いたしまして、長女の方に、この間1,000万円を使つての事業実績あるいはお礼を申し上げました。今後の議決の暁には、市長名をもちまして感謝状を贈ることを検討いたしまして、本人のご厚意に対しまして敬意をあらわしたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。キュステの週1日の休館日ということでありまして、当初、年末年始の6日間のみ休館ということでスタートいたしましたけれども、1年間の利用状況、また利用者の意見等を聞き検討した結果、週1日の休館日を設けることに大きな支障はないというふうなことで判断をいたしました。週1日の休館日のメリットとして、まず、効率的な施設運営という面からは、休館日を利用して施設また設備のメンテナンスを行ったり、開館日に利用の集約を図れるということが上げられます。また、維持管理費の節減という面からは、ホールなどの冷暖房に使用するプロパンガス、また電気、水道料だけで年間1,000万円強の経費がかかっております。先ほど話がありましたけれども、7分の1の削減とまではいかないまでも、それ相応の削減効果はあるというふうに思っております。さらに、キュステについては、毎日午前9時から午後9時まで開館しておりまして、定時の8時30分から午後5時15分までの勤務と、遅番として午後零時30分から9時15分までというような勤務体制で対応している中で、週1日休館日が入ることで、勤務の割り振りにも多少余裕が出て、職員のリフレッシュにつながるのではないかと考えております。

また、休館日を火曜日にした理由でありますけれども、実績としては、利用日数が一番少ないのは月曜日、その次が火曜日とふうになっておりますけれども、月曜日についてはイベントの翌日ということで後片づけなどもあるケースが多いということがあります。また振替休日となることも多いため、キュステ開館前の市民会議でも休館日を設けるのであれば月曜日は外してほしいという声も多くあったことから、一番支障のないと思われる火曜日を休館日としたということであります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 君塚和さんのほうは、市の意思を伝えるということで理解できました。いろいろとご苦労さまでした。

キュステのほうですけれども、今、課長の説明で十分理解できました。ただ、今、正職員、臨時職員がおるんですが、この職員数については、休館することによって減らすというようなことはないと思いますが、その辺についてお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。先ほど申し上げた遅番、午後零時30分から午後9時15分までの勤務については、正職員と臨時職員でペアで対応している中で、新年度の予算についても臨時職員の賃金は見ております。ただ、週1日休館日が入ることで、多少その辺の勤務体制、割り振りもいろいろ変わってくると思いますので、正職員を補う意味での臨時職員というところですので、多少勤務日数も減らすような体制になってくるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号、議案第19号及び議案第24号、以上3件は産業厚生常任委員会へ、議案第20号ないし議案第23号、以上4件は総務文教常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について、議案第26号 勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 議案第25号の第6条です。（1）ブイ、ロープその他というところの最後に、「ウィンドサーフィンその他これらに類するもの」という表現がございます。それから、（7）「入れ墨その他これに類するもの」という表現があります。この内容についてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、第6条の第1項に関する、「モーターボート、水上オートバイ、ヨット、サーフボード、ウィンドサーフィン、その他これらに類するもの」ということで、まずお答えいたします。近年、マリレジャーの関係の、いわゆる使うアイテム、機械類、その他の遊具類ですが、最近いろんなものが増えてまいります。今回、このように代表的なものを述べさせていただきましたが、今後、マリレジャー、またスポーツも含めて、いろんな遊具等が出てくることが予想されます。そういったことも踏まえまして、柔軟な対応ということで、「これらに類するもの」というくくりをとっております。

また、もう一点の第7項であります、「入れ墨、その他これに類するもの」ということですが、いわゆる入れ墨というものは、暴力団的な、反社会勢力的な者がやられているというのもよく言われておりますけれども、現在、ファッション的なものでタトゥーと呼ばれて、顔を書いたりだとか、幾何学模様を入れたりとか、これがいろんな場所に入っております。このようなものも全て体に入っているものを含めたものを一応これらに類するものというふうな認識で出しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、乗り入れを禁止するというのは、エンジン装着しているものと、装着していないもの、両方に該当するというふうなところですが、現在、すみ分けをしているものがありまして、例えばマリンスポーツのスタンドアップパドル、これはサーフボードみたいなちょっと大きな目のものに、そこに立ちまして静かにこいでいくというスポーツなんですが、そういうものをしている状況があります。これは時間的に、やる方々が、海水浴客が

いなくなった5時以降あたりを目安にしてそういうレジャーを楽しむということがあります。こういうことに関して、第8条で「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」というふうになっております。ここいらで、そういう規定が、まあやってよろしいというふうな規定ができるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、今出ましたスタンドアップパドルでございますけれども、いわゆるスタンドアップパドルも、サーフボードの上に乗ってオールでこいで楽しむスポーツというふうに認識しております。スタンドアップパドルにつきましても、一応は波を利用して海岸、砂浜のほうまで来るといようなことも映像では確認しております。そんなような中で、県のほうで示しております海水浴場等安全確保実施要領の中で、やはりこれも「遊泳区域内においてモーターボート、水上オートバイ、ヨット、サーフボード等を含めてはならない」と、一応県のほうでは要領ではそういうふうに規定されてございます。ただし、「手こぎのゴムボート、その他遊泳者の身体に接触した場合に危害を及ぼすおそれのないものは除く」というふうになっておることから、今回この条例に関しましては、鴨川市、いすみ市、御宿町、そして勝浦市の3市1町で同時にこの3月の議会で上程してございます。みんなほとんど同じやり方でやりましょうということで、一応協議の中では進めております。そちらのほうの他市町村ともいろいろ協議というか、内容を確認しながら、こういったスタンドアップパドルが、午後5時以降、遊泳区域の中でも、遊泳禁止というような時間帯に可能かどうか、またその辺も県も含めて協議して、今後規則のほうで決めていきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） これからマリンスポーツはさまざまな工夫されたものが出てまいると思います。その点で、観光面の振興ということもあわせて考えていただいて、今述べられたように、すみ分け、共生ができるように、場所、ブイをちょっとね、範囲をどういうふうにするかとか、自分の土地で考えると、鵜原は西の浜がちょっと波が荒いので、そちらのほうはサーファーの人たちがいるんですね。そういう場所的なすみ分けとともに、それは地域でブイの設定をいろいろと工夫できると思うんですが、時間的なすみ分けができるとうろしいなど。これからの観光面で、勝浦市、いろいろと期待されている面がありますので、ぜひ規定の中でそのようなことを論議し、入れていただきたいと要望いたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは1点だけ。議案第25号、同じく第6条についてであります。第6条の規定の中でサーフボードとありますが、まず、今、海水浴場には、監視員としてライフセーバーに入っていておりましたが、ライフセーバーが使用するサーフボードもこれに含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。形状的にはいわゆるそういう形状ではございますが、あれはあくまでも人命救助等に類するものというふうに捉えておりますので、いわゆる遊戯的に遊ぶサーフボードという形には捉えておらないというように認識をとっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） であれば、この条文の中に、例えば、ただし書きで、人命救助あるいは安全管理等に使用するものは含まないといった一文を入れたほうが、よりわかりやすいのではないかと思います。あくまでこの条文のまま運用で対応するというのでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） 基本的に、この条文につきましては、このままいく考えでございます。あと、必要であれば、規則等で定められるものであれば、そういった形で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは、私も議案第25号 勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定についてと、26号もありますが、先ほど課長のお話にあったように、鴨川市、御宿町、いすみ市、勝浦市で、この時期をあわせて作成された条例だということであります。昨年、館山市でも同様な条例をつくったわけですが、勝浦市もようやくこういう形ができてよかったと思っています。先ほどスタンドアップパドルの話もされていましたが、遊泳区域の外で5時からやって、興津なんかはそういうような形でやっているの、運用上で考えていかなければいけない点は多々あるかと思いますが、この条文の中で、第2条で海水浴場を定義しています。市が千葉県に届け出をして設置する海水浴場ということだと思んですけど、それとは別に、「海水浴場等」という表現を使っているところがあります。等は当然それよりも広いところだというような形での認識ができるんですけども、この辺の使い分けをどうされているのか、その下にそれは全部かかってくるもので、「海水浴場等」というのは具体的には、例を示して、興津海岸でも、守谷海岸でもいいんですが、どういうところなのか、「海水浴場等」というのはどの辺までを含んで「等」と言うのかをまずお伺いしたいと思います。

それから、26号、水道のほうですけども、今回、川畑地区の一部の家庭で勝浦市の水道を使っておられたのが、今度大多喜町が給水開始したので大多喜町に戻したということの説明がありました。例えば、その分は戻したということなのでしょうけれども、施設なども当然勝浦市の財産的なものがあつたんだろうというふうに思ったりもするし、それは大多喜町のものだったのかもしれませんが、その辺のこともあると思いますので、この辺の過去の経緯等も含めて若干説明をいただければと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。海水浴場及び海水浴場等との関連でございますが、海水浴場及び海水浴場等の中で、例えば守谷海水浴場とか鵜原海水浴場に関しましては、海岸、砂浜と海の面も含めて、ほぼ全体的に海水浴場ということで規定範囲を示しておりますので、おおむねそういった海水浴場については同じでございます。特に大きく変わってくるのは興津海水浴場でありまして、興津海水浴場の場合、砂浜から海を見た場合、いわゆる右側、臨海公園側でございますが、エコエリアとなっております。エコエリアに関しましてはうちのほうは海水浴場から外しておりまして、中心から約左側を海水浴場として定めております。しかしながら、今回、「海水浴場等」というのは、規則で定める、要は条例が適用する範囲というふうにうちのほうも捉えておりますので、いわゆる興津の浜全体を海水浴場等という形で規定しております。主に変わるのはそういうところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。大多喜町川畑の一部に給水を行った経緯等についてでございますが、こちらにつきましては、昭和49年2月1日に大多喜町と締結いたしました給水実施に関する協定書に基づき現在まで給水を行ってきたところでございます。昭和49年当時の川畑地区の水事情がどうであったのかは詳細には承知しておりませんが、時の大多喜町水道事業では、大多喜町の南の端にある川畑地区への水道管、配水管の布設事業の拡張事業の計画見通しが立っていないこと等から、川を挟んだ勝浦市の佐野浄水場が昭和44年10月に完成しておりましたので、勝浦市からの給水の要望があり、それに勝浦市が応える形で協定を結び給水を現在まで行ってきたというふうに考えております。

それと、川畑地区への給水に必要な施設等についてであります。その49年2月1日に締結しました協定書の中で、川畑地区に給水するために必要な給水施設の設置に要する経費は大多喜町が負担するものとし、工事完成後ですが、当該施設については勝浦市に寄付をするものとするというふうに協定書に書かれております。つきましては、給水に必要な給水設備の初期投資費用は大多喜町が負担をして勝浦市に寄付をされた。本年4月1日から大多喜町が給水を開始するに当たっては、返納するための協定書をこれから締結する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは、海水浴場のほうですけれども、エコエリアをどうするのかというのとは2回目で聞こうかなと思っていたんですけれども、そこは解決しました。ありがとうございました。

第6条、違反行為があったとして、第7条で市長が必要な指導または勧告をするということができるということで、例えば、さっきの入れ墨をした人がいたりして、指導や勧告といっても、実際、監視長かなんかが最初に行くのかどうか分かりませんが、監視長は、どちらかというと観光協会の関係者だったりして素人の人が多いんですが、なかなか注意するのもどうかというふうに思ったりもするんですが、例えば館山なんかは、パトロール、利用者が多いときは、千葉海上保安部とか千葉県警などの合同パトロール、勝浦も合同パトロールをやっておられたりしていますよね、チラシを配布して告知しているとか、夕日栈橋のところの新井海水浴場のところへ行くと、ブンブン、ブンブンやっているところがあるんですけれども、この海水浴場は、海水浴期間は臨時交番を設置したとかいうようなことで、場合によっては、市が警察OBによる監視官を雇ったというのが見えただけなんですけれども、何らかの形でそういう対応をしていかないと、勧告注意といってもなかなか難しい部分が出てくるのかな。そこで火を燃しているのをやめろぐらいは言えるんでしょうけれども、入れ墨レベルになってくると、なかなかどうかという部分があったりもしまして、予算を見ると、特別去年の予算案と今年の新年度予算案は変わったところもなかったもので、今後あけて検討もされるのかもわかりませんが、そういった点についてどうしようにお考えになっているのかお伺いしたいというのが質問です。

もう一つ、今度は水道のほうですけれども、よくわかりました。施設も、この4月から返すということであって、一応全て縁が切れるということなんだと思いますけれども、ちなみに、川畑地区、今回渡した世帯数と、参考までに、水道収益が上がっていたと思うんですけれども、

どの程度の金額が、なくなるというか、減るのかということを教えていただきたいと思います。
以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。第6条の7項、入れ墨等と、そういった形のパトロール、水上バイクも含めてそうなんですけれども、今回、こういう協議を行う中で、勝浦警察署、また勝浦海上保安署と、いろんな関係団体も呼んでいろいろ協議をしております。昨年、館山におきましては、こういったパトロールを警察のOBを使って、当然お金を払って頼むわけなんですけれども、パトロールしていただいていると。大きな問題もなくできたという話を聞いております。うちのほうも勝浦警察署といろいろ協議をしております、本市につきましても警察OBを雇いあげてパトロールをお願いする、今そういう方向で検討をしております。
以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。大多喜町川畑地区への給水状況でございますが、平成26年度決算で申しますと、給水している家屋は12棟で、住民登録のある世帯は10世帯の35人です。住民登録のない2棟につきましては、集会所と妙安寺というお寺さんに給水しております。料金的な実績を申し上げますと、平成26年1年間の決算では、12棟分で年間料金収入は約93万8,000円です。配水量といたしましては年間3,161立方メートルです。この年間3,161立方メートルのお水をつくる経費としては、給水原価は26年度決算下で申し上げますと、1立方メートル当たり297.32円です。これを川畑地区の年間3,161立方メートルを乗じますと、水をつくる経費が約93万9,000円、料金収入が約93万8,000円、費用と収入がおおむねとんとん、ツープイぐらいという形の実績であります。なお、4月1日以降に配水に必要な給水設備は大多喜町に移管することと、返納することとなりますので、今後老朽化している施設の漏水修繕や布設替工事等の費用が発生しなくなりますので、経費節減になるものと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 2つ目の水道のほうはわかりました。すごく微妙な数字なので何とも言いようがないんですけれども、無事にそういうふうな形で移管していくということであれば、差し引きそれほど大きな違いはないということで理解をしたところでありますので、わかりました。
海水浴場のほうも、基本的に理解はしまして、よくわかりました。注意喚起の条例だと思いますので、罰則もないので、直ちに今年どうということはないのかもわかりませんが、先ほど言ったように4つの自治体がやるということのインパクトがあるのかなというふうには思っています。先ほど海水浴場とか海水浴場等の話もしたんですが、私がさっき質問したように、どこがその該当するのかといったようなことも、場合によってはわからなくて、結局、水上バイクをおろすところは今もこれからも相変わらず場所としてはあるわけで、水上バイクは遊泳区域の外であればできるということだと思いますので、こういう条例ができて、その周辺、とにかく入らないというようなことも大切なことなので、その辺の注意喚起をすると同時に、どこまで規制できるかわかりませんが、先ほど言われた警察官のOBの方とかも含めて雇用していただいて、安心・安全な海を、特に興津もそうです、守谷もそうです、去年さんざん泣かされておりますし、地元の人も困っておりますので、取り組んでいただきたいというふうに思いま

すが、ちょっとその辺ありますから、ご答弁をいただければありがたいと思いますけれども。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、こういった条例を定めることに関しましては、今までこういった条例、ルール等の明文化的なもの、また指導の根拠がはっきりしていなかったものがありまして、今回この条例によって明文化するという目的もございます。したがって、先ほど議員おっしゃるとおり、勝浦市だけではなく、3市1町で同時に上げて、また、外房の海は安全で安心な海水浴場なんですと知らしめることがまず第一ではなかろうかと考えております。海水浴場におきましても、事前に広報等での周知や、また海水浴場での看板、またチラシ等で住民、市民等に周知、またわかっていただけるように努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 議案第25号、今、前段者等がるるご質問をしまして、課長からの答弁がありました。安心・安全な海水浴場ということで、ここに持ってくるまで、担当課のご努力に感謝するというか、敬意を表します。大変な問題をずうっと抱えてきた中で、ようやくこういうものが表に出てきたことは非常に喜ばしいことですし、勝浦市、外房の中でも本当にいい海水浴場を持っているところでこういう条例ができるということは非常に有意義なことだと思います。そういう中において、前段のほうから、監視所のあり方について、今、答弁の中では警察OB等との連携ということであります。といいながらも、なぜこの条例ができたかに戻りますと、海水浴場でいろんなことが今まで起きてきた。水上オートバイのことについても、また入れ墨のこと等についても、表立ってはいないけれども、事故も起きているし、事件も起きています。そういうことをこれからなくしていくことが大事なことであって、これによって海水浴客を増やすという目的もあると思います。

1つお聞きしたいのは、警察OBを入れるということと、もう一つは、逮捕権を持っている警察署と、もっと今まで以上の連携を進めていければなというふうに思います。あと、反社会的な人に対して、わかってもらうというか、提示できなければ意味がありませんので、監視所なり、海水浴場の入り口なりに、今、啓蒙啓発すると前段者の質問に対しておっしゃっていましたが、明確にわかるような、条例ができましたと、条例にはこういうものが規制されていますということが、海水浴場とともに、今言われました水上バイクをおろしているところが何カ所かあります。そういうところにも表示していくことが必要ではないかと思うんですが、例えば勝浦の場合はヨットハーバーが虫浦のほうにありまして、ヨットハーバーの関係者とも、その辺を周知してもらおうなり、その辺のことについても対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、警察等との連携でございますけれども、今回、先ほど申し上げました、この条例を制定するに当たりまして、警察署、また海上保安署等もいろいろ参加していただいて協議したんですけれども、そんな中で、一番多い場所、守谷もしくは鵜原海岸等に臨時交番を設置していただけないかという要望はいたしました。ただ、まだそれに関しては、今年の夏のことでございますので、警察からまだ何らアクションはありませんけれども、そういった要望も含めて警察との連携を深めていきたいというように考えて

おります。

もう一点、水上バイク等の周知でございますけれども、これに関しましては、議員ご承知のとおり、要は海で航行する分には規制は難しい状況でございます。国等の法律が規制されない限り、市町村ではこういったのを規制することは非常に難しいことは重々認識しております。そんな中で、おっしゃいました、1業者等からおろす場所にそういった啓発活動をするといったことも当然必要というふうに考えております。もう一つは、地元の住民の方々におきましても、いろいろご協力、またご理解をいただいた中で、ここは水上バイクはおろせないんだよと、漁協も含めてですけれども、そういったこともあわせて啓発していけば、少なからずとも、いろんな事故とか、またルール無視をするような人たちも減ってくるのではないのかなと考えておりますので、今後、夏に向けて、そういった啓発活動もやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） これからの対応、大変だと思います。ここで言う、要は海水浴場と海水浴場等、先ほどお話ありましたけれども、遊泳の範囲を、安全確保からブイを打ってありますけれども、そこまで水上バイクも、もちろん公海ですから、免許を持っている限りは海の上を自由航行できる。だけど制限をするということですので、実際、自治体の話として、ブイのそばまでエンジンを吹かしながら来てやっているのが連中はおもしろいんだろうと思うし、また、そこにバナナボートというものを引っ張って楽しんで営業活動をしている人たちもいますけれども、ブイのところに近寄せないというところも規則のほうで、例えばブイまで100メートル以内はだめですとか、海水浴場、海岸のほうはわかるんだけれども、沖の方はわからないですね。これから検討してもらえんと思いますけれども、その辺も含めて規則の検討をお願いしたいと思います。答弁結構です。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） 私も、議案第25号、勝浦市安全・安心な海水浴場の確保に関する条例の制定についてでお聞きしたいと思います。先ほど先輩議員からの質問に対する課長の答弁の中で、市民また利用者に対する周知ということで、広報、チラシ、看板という話が出ましたので、また、その看板づくりに対しても、先ほどの話の中で、昨年の予算と今年の予算で余り金額が変わらないということで、それはまた予算の中の話でしょうから、それはまた置いておいて、1つ、昨年、各地域の海水浴場で騒がれましたサメの問題、これがまた勝浦市もなきにしもあらずと思いますけれども、サメの対策といいますか、サメがもし出た場合に、迅速に避難し、監視員やライフセーバー等誘導員の指示に速やかに従うような記載をしたらどうかと思いますので、その辺についてひとつご答弁をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 高梨弘人議員に申しますけれども、安全・安心であればということで、一旦は観光商工課のほうに答弁を求めますけれども、条例とはちょっと違うので、その辺をご了承願いながらお願いしたいと思います。答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今、高梨議員よりお話のありましたサメの問題、昨年、何回か、銚子方面から九十九里方面でサメが近づいてきたと、被害こそなかったものの、そういったものもありました。県のほうでも、サメの防護に関するということでいろいろ注意喚起も来ております。本来のやり方ですと、実際、遊泳区域としているブイの海面から海底ま

で全て網を張って遊泳区域に入らないようなというのが一番の策でございます。しかしながら、勝浦市のように幾つもの海水浴場を持っており、また範囲も非常に広い中で、それは物理的には非常に無理があるのかなというように考えております。去年はどうされたかという、漁師の方々等の情報、もう一つは、海上保安署のほうが定期的にサメの情報が入ってくると、時間的にこの外房の海を巡航して確認をしております。そんなような中で対応をとっておりますので、海水浴期間に、また昨年と同様の事象がありましたときには、近隣の情報を多く集めて、なるべく早目に対応をとるような方向で海水浴客に安全を促していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○10番（末吉定夫君） 25条の第6条での入れ墨の件ですけれども、これは海水浴場ばかりじゃないと思うんですね。いろいろな職業に該当というか、例えば温泉だのいろんなところで、受付のときにはわからないんですね、着物を着ているから。風呂へ入ったときに、入れ墨しているから出るよというようなこともなかなか言えない。自分のことを言うのは申しわけないんですけども。例えば海水浴場で、多分シャツかなんか着てくると思うんですけども、シャツを脱いで泳いでいたときに、警察のOBが見つけて、だめだよと言って、規定に反した市民に対し必要な指導または勧告をすることができるとなっているんですけども、だめだよ、出て家へ帰れよとか、あるいはシャツを着ろよとか、その辺がどの程度の、勧告というか、注意というか、向こうも、せっかく来たのにと思って、入ったんだとして、シャツ着ろよと、そのくらいで済むものなのか、その辺聞きたいなと思って。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。入れ墨、その他、タトゥーも含めてですけれども、館山市にお伺いして、こういった事例もいろいろ伺ってまいりました。まず、入れ墨等に関しましては、シャツを着ていただくとか、タオル等で羽織ってくださいというようなことを、指導、パトロールの方が言います。また、タトゥー等で腕の一部だとか体の一部等に入っている模様、そういった類いのものに関しましては、今回、私どものほうで防水シールというものを予算計上してございます。それを渡して張っていただく、そんなような対応をとっております。館山市のほうに確認しましたら、そういったことで指導というかお願いをした中で、それをまた逆にすごんできてどうのこうのという事例はなかったということです。仮にそういった事例があった場合には、うちのほうは当然、今度は警察に通報して対応していただきます。なおかつ、そうでない場合には、今度は第7条になりますけれども、行為の中止、その他の必要な措置ということになりますので、要は海水浴場から出ていただくというような措置も当然必要になってくるというように考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○10番（末吉定夫君） よくわかりました。入れ墨をやっている人はそういう措置をとると思うんですけども、ファッションでタトゥーとかやっている人に対して、入れ墨をやっている人と同じようなことをするのかと思って聞いたんですけども、でも、シールを張るということを聞いたんですけども、昨日から言ってるカップーのシールを張ってやればカツオの宣伝になるんじゃないかなと思うんですけども、それは冗談ですけども、よくわかりました。済みません。ありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号及び議案第26号、以上2件は産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算、議案第28号 平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第31号 平成28年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、議事の整理上、議案第27号 平成28年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。質疑に際しまして、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は31ページから54ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 今、議長からページ数の指定がありまして、また皆さんそういうページの指定の中で質問をされると思いますが、最初に私のほうで全体的な質問を1点だけ、2回ぐらいの中でさせていただきたいと思っておりますので、お許しいただきたいと思います。当初予算案の概要というのがありますが、これの勝浦市の予算編成方針のところを参考に質問をさせていただきたいと思います。

2ページ目にそれがあるわけですが、平成27年10月に方針決定がされたということであります。まず初めに、中の文章を読みますが、27年度は財源不足で4億2,063万5,000円を財政調整基金から取り崩して、基金残高が1億9,019万9,000円となり、非常に厳しい状況にあると言えるところでは述べております。また、この案の19ページになりますが、基金の状況があります。それによりますと、年度末には4億5,000万円増加して、27年度末は6億5,868万4,000円までは回復しているようではありますが、ただ、28年度では早速2億6,962万9,000円の繰り入れが行われております。いろいろ波があるわけですが、この財政調整基金の流れというか、現在の状況というんでしょうか、それについてまずお話を伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。財政調整基金の流れということでございますので、先ほど議員のご指摘のとおり、平成27年度当初予算におきましては、財源不足の収支均等を図るために4億2,063万6,000円を繰り入れ予算に計上いたしております。それによりまして、このまま27年度中もし積み戻し等がなければ、27年度末の残高が1億9,019万9,000円になってしまう。財政調整基金の場合は、大体市税または地方交付税、地方譲与税等の総計であります標準財政規模というものがございまして、その標準財政規模、当市におきましては、おおよそ50億円程度ということでありまして、よく言われますのは、その最低でも5%程度の財調の留保が必要だということがございまして、ですので、本市におきましては2億5,000万円程度は常時最

低は留保していかなければいけないということでございました。それで、このままでありますと1億9,000万円ということで、かなり少なくなってしまうという状況でございましたが、ご承知のとおり、27年度の地方交付税の中で、人口減少対策分ということで1億9,000万円程度が基準財政需要額の中に算定されました。それによりまして当初見込みよりも増加ということで、9月補正におきまして2億数百万円を積み立てをさせていただいたところでございます。また、今回の3月補正におきまして、事業の伴う執行残等の見込み、また決算等を見込みまして、剰余金の一部ということで2億6,500万円程度を補正予算に計上させていただきまして積み立てをさせていただくということで、27年度末の残高が6億5,868万4,000円というふうに見込んでおります。これにつきましても、28年度当初予算によりまして、どうしてもその収支均等を図るために2億6,962万9,000円という金額を繰り入れております。これにつきましても、この28年度で、なかなか繰越金または地方交付税の関係もまだ見えない中で、留保財源がどのぐらい出るかわかりませんが、それをまた28年度中に積み立てて、可能な限り財政調整基金について確保をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。いつでしたか、市長も、勝浦市の財政、この規模であれば数億円ぐらいはあったほうがいいということで、今、課長のほうも2億5,000万円、数億円あれば何とかやっていけるような状況ということなんだというふうに思います。昨日もやはり市長の答弁で、数年先に予算が組めるかどうかかわからないといったお話も出ていましたけれども、非常に厳しい中で、幾らかまだこの分に関しては幸いなことに1億9,000万円の交付税が入って何とかやっていけるということなんだと思いますが、先ほどの2ページ目の予算編成で、もう一つ、今後多額な財政収支需要が見込まれるというところで、市税収入の伸びが期待できず、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等でますます圧縮されることが予想されるということでもあります。このような状況から、平成28年度以降においても財源不足が生じることが見込まれ、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには今後も行財政改革等を行っていくというふうな文章になっております。したがって、今後の財政というか、その辺の見通しについて、改めてまた財政課長から見解をお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。新聞記事等、各市町等の予算の編成状況の記事を見ますと、県北のほうでは、アベノミクスの影響ということか、市税収入とか徴税の収入が上がっているという記事を目にいたしますが、本市の場合は、ご承知のとおり、当初予算におきましても27年度と比較いたしまして市税の減少は免れないと。これは人口減少または市民所得の低下等によるものだと思っておりますけれども、今後におきましてもなかなか期待できるものはどうなのかなというのが正直なところでございます。また、地方交付税につきましても、先ほどお話しさせていただきましたとおり、27年度からの人口減少対策分というものが基準財政需要額のほうへ積算されております。28年度以降につきましても、その分は1兆円規模ということで変わらないということでもありますけれども、ご承知のとおり、昨年10月に実施いたしました国勢調査の中で人口が減少している状況でございます。これにつきましては交付税の中で基準財政需要額の算定の幾つかの人口が基礎となる部分がございまして、その減少は免れないのではないのかというふうに今は見込んでおります。そういう状況の中で、歳出におきま

しては、29年度からは消費税がアップしますということと、地方創生関連の経費も増加しております。また、昨日来も一般質問でございましたが、認定こども園の建設等の需要も見込まれますことから、それらにおきまして財政需要は増加していくものと考えております。そういった中、先ほどお答えさせていただきましたとおり、平成28年度につきましても財源補填分として財政調整基金から2億6,962万9,000円を繰り入れまして収支均等を図ったところでございますけれども、その予算編成の中におきましても、事業の精査はもちろんのこと、ふるさと応援寄附金等の活用を含めまして、可能な限り財政調整基金の繰り入れを抑制したところでございます。今後におきましてもいろいろとこれから事業が予定されておりますので、財政調整基金につきましてもある程度の確保をしておく必要があるというふうに考えております。ですので、大規模事業等がない経常経費的な予算の中では、なるべく財政調整基金に頼らない予算編成を目指す必要があると考えております。

また、公債費につきましても、平成28年度当初予算におきまして、27年度と比較いたしまして4,000万円程度減少しております。芸術文化交流センターの返済も一部開始されておりますけれども、この要因といたしましては、平成2年に借りましたこの庁舎の建設資金につきまして、平成27年度において完了するところでございます。また、その中で高利率で借りた庁舎の建設資金がございましたので、それはご承知のとおり平成24年度において高利率からの借りがえを行いまして返済しております。そのときの借りがえした分も平成28年度において完了する予定となっております。今後の公債費の見込みにつきましても、芸術文化交流センターの返済も先ほど申し上げましたとおり本格的に始まってまいりますけれども、毎年、今年度また9億円弱というのが数年続くものというふうに見込んでおります。

また、地方債の残高につきましても、平成27年度末の見込みで90億5,290万8,000円、そのうち臨時財政対策債が37億8,051万3,000円となっております。臨時債の割合というのが全体に比べまして41.8%、また、平成28年度末の当初予算の段階での見込みでは88億8,772万円と、そのうち臨時財政対策債が38億5,123万5,000円と、これも割合といたしましては43.3%となる見込みとしております。これらにつきましても、全体の地方債残高に対しましては、臨時財政対策債も含めまして、交付税措置があるものを7割程度と考えております。今後におきましても、先ほど申し上げました認定こども園の建設等の財源につきましても、有利な地方債等を活用いたしまして、なるべく将来負担の軽減のないように図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成28年度に計画も予定されております29年度からの後期基本計画の中の策定時等におきましても、国などの動向等も十分注視しながら財政推計を行いまして対処してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 質問というか、答弁はもうないんですが、今、臨時財政対策債の率は上がっているということもあったので、それはまた予算審査とかで細かいところは聞いていただければと思いますが、この今の予算案の概要の3ページに、枠で囲っている8項目の留意点があるわけですが、これは実は去年は3項目で、3番目の税金のところは割愛されて、3から8が今年度新たに加わっているところですが、特に8番の「新規事業の要求にあたっては、その財源を確保できる見通しを立てたうえで、新規概要等について事前に決裁を受けること」と、非常に厳しい文章があるんですが、この文章を読んで、何を言いたいかというと、議員のほう

も、我々の仕事として要求することも多々出てくるわけでありますが、この辺ある程度意識していかなければいけないなというふうにも思った次第でありまして、最後にそれを一言つけ加えさせていただいて、質問は終わります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、2時15分まで休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） 私からは1点お聞かせください。48ページ、財産貸付収入でございます。説明書を見させていただきますと、駅の北口の駐車場の件でございます。北口の駐車場の、とりあえず今の利用状況について確認させていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。北口の駐車場につきましては、全部で50台、そのうち公用車のためということで4台の確保はしてございます。46台ということではありますが、この予算にありましたのは現時点での予算ということですので、現在32台が使用をされていると。これは短期間もあれば長期間もございしますが、また、毎日借り手の方も来ていただくし、キャンセルもありますけれども、現時点では32台というふうに把握してございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、予算の中の市債についてお伺いします。概要の16ページに表がありまして、14ページから公債費ということで載っております。今年度で終了する市債と開始する市債が表にされております。全体では、地方債の年度末残高が88億8,400万円ですか、ほぼ新年度の一般会計の予算と同じような数字になってきておりますが、勝浦市における公債費の比率が、今後どのように推移するかというよりも、現段階である公債費の勝浦市の一般会計に対する影響力について、今後の財政見通しを見た中で、先ほど前段者の質問もありましたけれども、それについてお伺いできればと思います。

もう一点は、歳入の市税になります。ページは、市民税、31ページから予算書のほうには書かれておりますが、この中で、歳出にもその辺の予算は上がっていたんですが、コンビニ収納を始められましたよね。コンビニ収納を始めて、どういう状況に今なっているのか。いわゆる納付書で納付する方が非常に便利になったというふうに思いますけれども、その辺が始めてみてどんな状況だったのかについてお伺いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。概要にも記載してございますけれども、28年度末で88億8,000万円程度ということで残高を見込んでおります。これも先ほどご答弁させていただきましたが、このうち地方交付税、国の交付金でございますが、それについて、国も財源に限りがありますことから、その分は臨時財政対策債ということで市のほうで借り入れて交付税措置が今年度100%交付され、交付税の中の基準財政需要額の中に算入されるということでございます。その割合が、28年度末の見込みであります、43.3%と、まだ半分まではいきませんけれ

ども、その交付税措置100%あるものが43.3%を見込んでおります。そのほかに、議員ご承知のとおり、給食センター等、それについても補正予算債というものも活用いたしまして、また、26年度からは過疎自立支援計画に位置づけました事業については過疎債、これにつきましても100%充当の70%が交付税に算入されると。そういうものも活用しながら現在まで進めております。今後につきましても、認定こども園等の建設も予定されるというふうに考えておりますが、それにつきましても、先ほどご答弁させていただいたとおり、起債につきましても有効な財源として活用させていただきたいということでございます。ですので、全体から見ると、おおよそ7割程度が地方交付税で措置されるということで、将来負担がなるべく少ないように実施しているところでございます。また、実質公債比率につきましても、平成26年度決算と8%の半ばということで、これにつきましても早期改善の基準が25%となっておりますので、その中の推移でありますから、健全な財政は運営されていると思います。しかしながら、公債費につきましても、今後いろいろな事業が予定されておりますので、その中で十分な推計をしながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） 私のほうからはコンビニ収納についての状況についてご説明いたします。27年4月から開始しましたコンビニ収納につきましては、現時点で総額件数で1万5,081件、これは納付の期別に数えていますので、その期別回数になりますが、1万5,081件、金額で1億8,898万5,007円となっております。例えば個人の住民税で申し上げますと、市県民税の住民税の納め方としては、給与所得者であれば給与からの天引き、年金受給者であれば年金からの特別徴収というような形の方については、もうその支払い方は固まっております。また、普通徴収の方でも口座引き落としの申し込みをしている方については納付書ができませんので、したがって、残り、納付書で郵送した方について、自分で金融機関で納めるか、コンビニで納めるかという選択肢になろうかと思っておりますけれども、現時点で住民税納付書を発行したのについては、住民税で23.4%、固定資産税で13%、軽自動車税が率が高くなりまして33.8%、一般会計全体では、金額ベースで言いますと、16.1%が納付書で渡した方のうちコンビニ収納で支払われております。一定の方について、24時間、土日にもかかわらず納めることができる、収納の利便性を高めたということでもありますけれども、収納の状況で徴収率に与える影響としてみますと、税務課徴収班の徴収努力等によってコンビニ収納によるものが徴収率向上につながっているという分析まではできてはおりませんけれども、先ほど申し上げましたように軽自動車税だけは納付書のうちの33.8%、3分の1を超える方がコンビニ収納で納められておりまして、1月末における現年課税分の徴収率が、昨年同期94.18%が今年94.75と、0.6ポイント近く上回って納まっておりまして、一定の効果が出ているものと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 財政課長、税務課長、ありがとうございました。公債費についてでございますけれども、今、課長の言われたとおりというか、それが市の会計に及ぼす影響は少ないということで、健全な会計ができていくというふうなことで理解をしますが、新しく始まる市債については、年率も22年度で1.8、最近では0.15、またさらには金融関係でもっと率が下がる可能性もあろうかと思いますが、過去に利率の高いまま推移しているものもあろうかと思いますが、その辺について、以前にも議会の中でも質問等出ていたと思いますが、高い利率のまま推移す

るよりも、それを借りかえたりすることによって利子を少なくするという方法もあろうかと思いますが、その辺についての考え方があるかどうかお聞きします。

あと、コンビニ収納、率として、ごくわずかですが、高まってきているということでもあります。ただ、コンビニ収納については、それなりの手数料というものがかかってくるために、これをもっと利用の幅を広げることも大事ですけれども、それなりの対応も必要だということになります。軽自動車税については納付書納税の方が33.8%ということで、これは武道大学の1,000円のバイク等の数の問題もあろうかと思いますが、そこで、関連で1点、バイクのナンバーがカッピーナンバーになって、最近ちらほら、随分増えてきたようではありますが、他市町村のナンバーよりも、1,000円であろうとも勝浦市のナンバーをつけてもらうことが歳入の強化にもつながるということだと思いますので、その辺について、もし答えられるのであれば、枚数まではいいですけど、状況、あと、武道大学がまた新入生が来ますので、これは毎年やっていることでしょうけれども、勝浦市で走るのであれば勝浦市のナンバーに変えてくれということ、学生さんの事情もあるでしょうけれども、その辺の啓発についての対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。高利率で借りた起債の借りかえということで、24年度におきまして、この庁舎の借りかえを行ったところでございます。それで3,000万円程度の利息の軽減を図ったところであります。議員ご指摘のように、今利率がかなり下がっておりまして、地方債につきましても0.2%とか、そういう形での今利率となっております。この地方債につきましても、借入れの中で、一つの契約といたしまして、10年とかの単位、大きいものについては20年とかの返済期間というのはございます。その中でも、10年を超えた分につきましては利率を見直すものもございまして、今回3月補正におきまして要求させていただいたとおり、27年度におきましては2件該当いたしましたので、その利率改正に伴う軽減額を補正させていただいたところでございます。そういう契約の中で可能なものにつきましては、今後も十分研究しながら、極力公債費の軽減を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。ナンバープレートの交付枚数については今数字を持っていまいませんけれども、窓口でこれから大学生の新入学生が多くお見えになりますけれども、ほとんどの方がカッピーのナンバープレートで交付を受けております。また、大学生に対するナンバープレート等の周知につきましては、例年ですけれども、新入学生のオリエンテーリングに、大学へ申し入れまして、清掃センターのごみ出しのルールの方法ですとか、市民課のほうの住民受付の関係、私ども軽自動車なりの税金のお知らせ等につきまして、合同でオリエンテーリングに参加させていただきまして、大学生に直接ご説明させていただく機会を設けておりまして、今年も4月、年度当初にその予定をしております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 49ページのふるさと応援基金繰入金ですけれども、これに先立って、当初予算の総額が88億円規模ということで、前年度と比較して15%増というわけですが、大変大きな伸びを示しているということで、その要因は歳入でふるさと応援寄附金を6億円計上し、その6億円を歳出で基金に入れて、その基金からの繰入金として5億1,000万円、この49ページ

に示されているわけですね。合わせて11億1,000万円が歳入では増ふえたから15%増ということで、同じお金を2回カウントして11億1,000万円増えたということになっている、そういう大きく見えるような見かけの見え方と、でも、内容的には5億1,000万円の繰入金で、主に地域産業の振興及び特産品の育成に関する事業として4億円強が使われると。あと、家庭、地域における子育て支援に2,100万円、そして、その他の目的達成のために市長が必要と認める事業に5,600万円とかいう形で使われているわけです。そうすると、この5億1,000万円という繰入金は、全体の中で相当大きな比重を占めていると。しかし何でも使えるわけじゃなくて、主には地域産業の振興に、そのほとんどというか、5億1,000万円に対して4億円強が使われている、そういう使われ方なんだと思いますが、これをどういうふうに見ればいいのか、見ていращやるのか、去年までは考えられなかった桁で増えて、今年度6億円入ってきて5億1,000万円を繰り入れるという形で計上されているわけですが、これは勝浦を応援するお気持ちのもので、そういうことに対して支出されていくわけですが、そのことによって、一般財源の中で、いろいろな施策に充当できる、勝浦の自由に使えるお金の、自由度が広がっているようにも思うんですが、このふるさと応援基金の繰入金が5億1,000万円あるということの意義ですね、我々はこれをどう受けとめればいいのかということについて、市のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。議員の今おっしゃいましたふるさと応援基金繰入金5億1,070万円ということでございます。そのうちの4億円につきましては、議員おっしゃいましたように、ふるさと感謝券の返礼分ということでございます。残りの1億1,070万円につきましては、平成27年度におきまして寄附をいただいた分を、1億5,000万円程度の見込みとなっておりますが、この予算編成をする時点で寄附していただきました1億1,070万円を平成28年度において財源として充当させていただいたところでございます。ご承知のとおり、ふるさと応援基金の条例にございますように、6項目の目的がございます。その目的に沿いまして財政課のほうで充当させていただきました。それによりまして、28年度の予算編成を行う上で、通常であれば、先ほど来申し上げておりますとおり、財政調整基金からの繰り入れをもっと入れないと予算編成ができないという状況もございましたが、これらを活用させていただきまして財源を充当させていただきましたことから、可能な限り財政調整基金の繰り入れを抑制することができたところでございます。これにつきましては、今後またいろいろな事業もございます。そういう中で、財調もある程度確保していかなければならないということもございますので、そういった面で予算の中ではふるさと応援基金を活用させていただいたということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 財調からの繰り入れが今回2億6,000万円で済んでいるということの大きな要因が、ふるさと応援基金からの繰り入れがこれだけ計上できたということなのだろうと思います。私が知りたいのは、地域産業の振興に圧倒的に使われるわけですが、そのことの波及効果というのは非常に大きいのではないかなと思うんですね。勝浦の地元の産業、小売りを含めて、そういったところで4億円強の消費がなされて、それがまた次の税収にもつながっていくのだろうと思いますけれども、そういった裾野の広い地域産業の振興という事業に主な

支出がなされながらも、その1億円近いお金が、市長が必要と認める事業が5,600万円ですけれども、そういった事業に支出されることによって、本来、去年まででしたら一般財源から支出しなくちゃいけなかったものが、この繰入金を充当できることによって、一般会計の、私が昨日、国民健康保険税への法定外繰り出しとか、水道料金への繰り出しとかということを求めましたけれども、そういった目的のための支出が可能となる条件も広がるという、そういう要素があるのではないかというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） ふるさと応援基金の条例の目的に沿いまして、今後もその事業につきましての充当をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 質問の趣旨が違うんですけれども、お尋ねしたいのは、その目的にのっとって支出して、もちろんこういうふうに5億1,000万円使うわけですが、去年まででしたら一般財源から充当しなくちゃいけなかったことが、今回ふるさと応援基金の繰入金によって充当できた、これは産業振興以外、ちょっとおきまして、1億円以上のお金がそういうふうに活用されているわけですね。それだけ他の施策、というのは、私、例としては国保への繰出金とか水道料金の負担軽減のための繰出金とかということなどなど、いろいろな施策に活用できる財源が、一方では生み出されているのではないかというお尋ねです。

○議長（寺尾重雄君） 再度答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。議員のおっしゃることよくわかるのでございますけれども、先ほど来、本市の財政状況をお答えさせていただいております。ご承知のとおり、本市におきましては、自主財源であります市税も今後減少していくと、地方交付税につきましても、こればかりは、今後人口減少等に伴いして見えない部分もあると、そういうことでありますので、今の予算編成の中でも一般会計はかなり厳しい状況ではあると認識してございますので、そういうものの一般会計の各種事業につきましての充当用として財調をある程度確保しておきたいということでございます。今後、例えば認定こども園の建設等もございまして、そういう中での財源としてある程度確保しておきたいということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって一般会計予算歳入の質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。質疑に際しまして、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は55ページから217ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。末吉議員。

○10番（末吉定夫君） ページ数は193ページです。芸術文化交流センター費ということでお聞きしたいんですが、まず、ちょっとかけ離れているかわかりませんが、せんだって、議会の休憩中に、会派で、キュステに人形が飾ってあるということで、拝見させていただきに行きました。そうしましたところ、入ってすぐ青竹がずらーっと並んでいて、そしてまた、それを過ぎると昭和初期の人形、そして御宿等の写真が、テレビですかね、そういったものがあり、そしてまた、中のホールへ入りますと、360度すばらしい人形が飾ってあって、歓声を上げている人もおりました。私たちが非常に感激したところでございます。最後に表へ出ますと、日本一

の人形が15体ですか、座ったり立ったりしていました。本当にすばらしいなと思いました。こんなにすばらしいひな祭りがキュステでできたということは、本当に我々もびっくりしたところでございます。お客様も歓声を上げておりました。中にはお金を取るのはどうとかこうとかということもちょっと耳に伺いましたけれども、全く300円じゃあとても見られないんじゃないかなと、すばらしい人形展ではなかったかなというふうに感じました。どうか議員の皆さんも、行ってない方がいたら、ぜひ行ってみたい。本当にすばらしいものであります。ここにかかわりました実行委員の人たちとか、前にいらっしゃいます執行部の皆様方に、本当によくやっていただいたなと感謝をして帰ってきたところでございます。

余分なことを言って申しわけないですけども、お聞きしたいのは、視聴覚ライブラリーのこと、細かいことを一番先に聞くのは恥ずかしいんですが、伺いたいと思います。実は、視聴覚ライブラリーにつきましては、私も約40年ほど前、公民館に奉職させていただきまして、この仕事をさせていただきました。その当時は、16ミリフィルムが140本でしたかね、それからビデオテープ、あるいは映写機等ございまして、多くの方が借りにきたり、そして、公民館になれば県の視聴覚ライブラリーに借りにいったということで、頼まれれば映写機を持って子ども会に行行って映したというようなことをしてまいりました。当時も16ミリ映写機講習会ということで、その講習証がなければその映写機は使えなかったというようなことで、そういったことでいろいろ活動しておりました。そして、あれから40年、どこかで聞いたようなあれですけども、40年たった今、その機具、例えばフィルムはどうなっているのかなと、ビデオはどうなっているのかなと、そういったいろいろな面があるんですが、現在の視聴覚教材の保存方法、あるいは本数とか、どういうようになっているのか、わかれば教えていただければと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。視聴覚教材についての今の保存状況ということでございますけれども、勝浦集会所の2階に1部屋ありまして、その中に今お話のありました16ミリフィルムであるとか、ビデオ、DVD等を保管してあります。市民の皆さんの要望によって貸し出すということで視聴覚ライブラリー事業というのがあるわけですが、これについては、今現在、貸し出し状況としては、平成21年度以降、全くないということで、それ以前は年間数件ございましたけれども、今現在、貸し出し状況はない。また、16ミリフィルム、ビデオ、VHSとか、ベータとかも、長年使っていないので今見られる状況かどうか分からないというところもありまして、今回当初予算において記録媒体変換業務委託料というのを計上させていただいて、フィルムであるとかビデオ等をDVDに変換をする作業を行って、今後また改めて周知、PRをしまして、その辺の視聴覚教材を広く活用していただきたいということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○10番（末吉定夫君） ありがとうございます。今、課長がおっしゃったように、視聴覚ライブラリー教材記録媒体変換業務ですか、これを聞こうかなと思ったら先にお話がされましたので、ビデオとか16ミリフィルムを、今はやりのDVDに編集するのではなからうかと思うんですけども、ビデオには自作のものがああります。なかなかもう見られない、部原に刀鍛冶がいて、白装束で刀を打っているものとか、あるいは、松野や杉戸のお神楽の舞いとか、そういうすばらしいものが入っているはず。それを今度、今の媒体ですか、DVDに入れて、今後

貸し出しをして見ていただくというようなことだと思うんですが、この13節はそういうような形でよろしいのかどうか、もう一回伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。今お話のありました部原の刀鍛冶、今、南房総市のほうに引っ越しておりますけれども、昔、部原で刀をつくっていた。それを撮影をして記録に残してあるということとか、おはやしだとか、祭りの様子とか、そういった民俗芸能を過去に収録してあります。私も実際にそういった撮影に行った経験がありますので、そういった貴重な民俗芸能の記録を、改めてまた皆さんに見ていただくということでDVD等に変換をしていこうということでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○10番（末吉定夫君） ありがとうございます。せっかくつくって、市民の皆さんが知らなかったということでは困りますので、広報とかインターネットでよく啓発宣伝をしていただいて、多分16ミリフィルムなんかはもうかびが生えちゃって使えないんじゃないかと思うんだよね。そういうものはもう処分してもいいんじゃないかなというふうに思います。これは答弁は結構です。ひとつこれからも、視聴覚ライブラリーも新しい形で進んでいくようですので、頑張って、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） それでは、2点ほどお伺いをいたします。164ページの土木費です。この中に住宅リフォーム補助事業、一番下段にあります。50万円を2件で100万円ということで出ております。この目的というか、あと内容ですね、詳しくお聞きしたいと思います。

それともう一点が、178ページの教育費の一番下段ですね。上野小学校校舎の大規模改修事業ということで工事請負費1億2,147万2,000円ということでありますが、この具体的な内容、金額が大きいから大まかでいいですけども、工事の時期とか期間をお聞きいたします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。住宅リフォーム補助事業についてであります。これは集合住宅のリフォーム補助であります。これは勝浦市まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけられました子育て世代に対して、住環境を整備するため単身者向けアパート等をファミリー向けに改装したアパート等経営者に対して補助を行おうとするものであります。

具体的にはアパート等の2住戸以上、要は2部屋、この2部屋の個室を1住戸、要は1部屋に改修したときに補助対象経費の10分の1、限度額を50万円として補助するものであります。補助の対象者は、本市に住居の用に供している集合住宅を有し、市内の事業者によるリフォーム工事を行ったものに対して補助しようとするものであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。上野小学校校舎大規模改修事業につきまして、大まかな内容、期間についてお答えさせていただきます。上野小学校の大規模改修工事の、まず一番大きな工事内容といたしましては、校舎の外壁の工事でございます。外壁が、ひび割れ、また欠損等しておりますので、そういった大規模な改修工事及び表面の防水も含めた塗装ということで計画しております。

2点目に、屋根の防水工事を計画しております。今までも雨漏り等報告が学校のほうからも出てございました。そういったことも含めまして屋根の防水工事を実施いたします。

大きな3点目といたしまして、全階、全フロアのトイレを湿式から乾式の床にして、洋式のトイレに工事を行います。1階のトイレにつきましては、多目的トイレも設置いたしまして、いろいろな使用にできるようにというふうに考えております。

それから、大きな工事といたしましては、教室等建物のガラスにつきまして、全て強化ガラスへの変更を行います。

あと、細々したところありますけれども、例えば1階の和室を、今多くの人が集まって会議をする場所がなく非常に不便を生じているというお話もございましたので、そこを会議室にも使えるような部屋に改修すると。あとは、電気関係、機械、受水槽であったり、消火器設備、老朽化した部位の工事、そういったことも含めて計画をしております。

工期であります、結構大きな大規模改修工事でありますので、約8カ月の工期を見込んでおります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎栄二議員。

○11番（松崎栄二君） ありがとうございます。住宅リフォームは集合住宅ということで、アパートですか、要するに武道大学の寮に使っていたのか、そういうあれですかね。個人的な住宅リフォーム、前にやっていたんですけれども、そういうのとはまた違うみたいですが、たった2件なんですよね。今後もし需要があって、要望がたくさんあった場合、今後増やしていくかどうかというのをお聞きしたいと思います。

あとは、これは子育て世代でということですが、個人向けでも空き家が結構使わないであるんでよね。そういうほうにも、定住・移住のほうの関係になっちゃうんですけれども、去年、島根県の邑南町に視察に行ったとき、空き家をリフォームして貸すというのは、1戸当たり100万円という感じで、10年間契約して、リフォームするというような事業をやっている町があります。それとこれとは違うんですけれども、そういうのも今後とも考えていったらありがたいかなと思います。

というのは、空き家といいましても、実際、貸すにも貸せないように、要するに荷物がいっぱい入っちゃってるんですよね、空き家なんですけれども。そういうところにこういうリフォーム資金を出して、100万円とは言わず、50万円でもいいですけれども、出してきれいにして、いつでも貸せるような状態にすれば空き家バンク登録も増えてくるのではないかなと思って、それは提案なんですけれども、そういう考えはないかお聞きいたします。

それと、先ほどの上野小学校ですね、はい、わかりました。大体のあれはわかりましたけれども、受水槽は今回見てくれるみたいですが、その隣にあります電気関係なんですね、受変電設備というんですかね、キュービクル、あれも大分劣化が進んでおりまして、そういうのも一緒に、附帯設備なんですけれども、見ていただけたらと思います。

あと、運動場にある鉄棒ですか、高学年向けのやつは全部取りかえたんですけれども、低学年向けのほうがまだ鉄棒が古いということで、これもできたら交換していただけたらと思います。この際ですからね。

それと、期間は8カ月ですか。8カ月となりますと、かなり長期になりまして、夏休み期間中にはできませんので、これは工事中に相当の安全策を図らないと、児童に対して相当のあれ

があると思うんですよね。例えば授業中の騒音とか、当然外壁だから吹きつけると、臭いとかもすごいんですね。それと、振動とか、あと、夏、暑くなってくると、空調、エアコンとかは、全部どうなのかなというのがあります。そういうのをどう考えているかお答えをお願いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、集合住宅リフォーム補助の件数でありますけれども、これは今年度初めて計上するものでありまして、需要がどのくらいあるか不明なため、とりあえず2件ということで上げてあるものですが、今後申請者が増えるようであれば補正予算で対応したいと考えております。

次の、空き家リフォーム補助の制度の創設であります。ほかの自治体では既に取り組んでいるところもあると聞いております。今回は、勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられたもので計上してありますので、当然空き家バンクもこの総合戦略に入っておりますので、空き家バンクのほうの兼ね合いと、またこのリフォーム補助、そちらは今後の検討ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず安全対策についてであります。確かに子どもたちの安全、児童・生徒また職員も含めてでありますけれども、十分に配慮して事故防止に努めながら進めていきたいと考えております。外側については、当然大規模改修でありますので、足場を組んで、また立入禁止柵等を取りつけながら工事が進んでいくというふうに考えておりますけれども、大規模改修工事につきましては、以前、勝浦中学校の校舎の大規模改修工事であったり、豊浜小学校の大規模改修工事も行っております。こういった今までの工事状況をもう一度参考にしながら、安全第一に工事を進めていきたいと考えております。確かに長期にわたりますので、夏休みだけの工事は不可能でありますので、当然授業もやりながらの工事ということになるかと思えます。特に校舎内の工事等につきましては、工事箇所、例えば工事の階であったり、工事の箇所に子どもたちが近寄らないとか、場合によってはその階に立ち入らないというふうな措置も必要になってくるのかなと考えられます。いずれにおきましても、子どもたちの事故は絶対あってはならないことですので、安全面に十分配慮した工事を進めていきたいと考えております。

暑さ対策についての御質問もありましたけれども、どこまで配慮できるか、今ここでは断言できませんけれども、できる範囲でいろいろと配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） ありがとうございます。安全面に十分配慮してお願いをしたいと思います。

空き家バンクのほうもまた考えていただきたいと思います。

それと、関連になっちゃうんですけれども、上野小学校は、今度4月から清海小と統合ということになりまして、児童数も増えるし、当然保護者も増えてきます。そうすると、運動会があったときに、あと、保護者が一堂に集まったときの駐車場も心配になってきましたので、前にも触れたんですけれども、今、旧5分団の消防詰所跡を解体しております。あそこは結構な、小高い丘になっているんですけれども、それを平らに崩すことにより駐車場もできるかと思ひ

ますので、ひとつお願いをしたいと思います。この前、市長も実際現地を見てもらいましたので、どうかひとつ考えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。前回の議会でしたか、やはり質問をいただきましたが、あその土地につきましては、高台は上野のあれでしょうねということで、市有地という部分があるんですが、あの前の平らな部分、今回壊した部分につきましては、市有地ではないというふうに私のほうでは認識してございますので、その辺の問題もございまして、あの高台の部分がもし危険とかそういうのであれば、うちのほうでも何とか対処とかしてみたいと思いますが、平らな部分、今回壊している部分につきましては、そういうことがあるというふうと考えておりますので、現時点ではその辺についての考えはございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 2点ほどお聞きします。まず1点目、ページ数117ページ、不妊治療費助成金100万円になります。これは総合戦略地方創生の中の若手職員のほうからの提案で100万円ということでございますけれども、10万円掛ける10人の100万円ということですが、この不妊治療を支給するための交付申請から受給に至るまでの、こういった経緯で、どのように、窓口でどうしてというような点についてのご説明をいただきたいと思います。

それから、歳出のほうで、今回、新年度予算の中で項目がなかったので、改めてお聞きしたいんですけれども、28年度、新年度当初予算の中に、いわゆるオリンピック・パラリンピック関係の予算計上が1円もありません。市長のほうも、前の私の一般質問で、オリンピック・パラリンピックに向けては事前キャンプ誘致等々、武道大学とも連携して、また、市内の各種団体とも連携して取り組んでいくというようなこともありました。現状、今いろいろ詰めている段階であって、また、28年度になりまして補正予算等々で対応していくというようなものであればそれで構わないんですけれども、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） 不妊治療につきましてお答えいたします。申請から交付の流れということでございますが、不妊治療につきましては、少子化対策ということで、今回100万円、10万円を上限ということで、新年度予算に計上させていただきました。不妊治療につきましては、まず、申請者といいますか、医師の判断で不妊治療が始まりますので、その際に、市の補助金につきましては勝浦市介護健康課が窓口になりますので、いらしていただいて、保健師が対応することになります。その際、市の補助金のほかに、これは千葉県が従来から補助をしておりますので、県の補助制度も利用するよう、ほとんどは利用されていると思いますが、その部分について説明させていただき、市の補助制度の内容についても説明させていただきます。また、申請に当たりましては、申請書の提出についてどのように提出するか、そういった内容、また、必要となる書類につきましても説明させていただきます。その後、治療が終了しましたら、申請書を提出いただきまして、これは交付の条件がございますので、戸籍要件、住民要件、市税の滞納とかそういうものもございしますが、そういうものの条件を確認いたしまして、後日、通知決定書を送付しまして、助成金につきましては口座振替という形で交付することになっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。オリンピック・パラリンピックに関する経費ということでございますけれども、今現在の動きとしては、まず、サーフィンについては、いろいろ要望活動をしている中で、今度国のほうにも、またぜひ勝浦市、御宿町で開催してほしいというふうな要望活動を行っているところでございます。また、武道大学関連で言えば、武道大学包括協定の中で連絡協議会、そういう組織もできました。先日また大学のほうとも協議をいたしました。これからいろいろこういう形でやっていこうというふうな、ある程度具体的な話は出ておりますけれども、まだ先の見えないところで、予算措置をするまでには至っておりません。今後のいろいろな動きを見ながら、必要に応じて補正予算等で要求をしていくこともあろうかと思いますが、そういうわけで当初予算のほうには計上してないということであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 不妊治療に関しましてですけれども、課長から今県のほうで行っているということでございます。確認も含めて質問しますけれども、県で行っている助成、それに上乗せする形で今度市のほうで10万円を上限として助成するというような形だと思います。私の記憶ですと、18年の3月議会で私が初めて不妊治療の助成をお願いしたときは、県がたしか5万円掛ける2回、2カ年だったと思います。その後が、24年の時点では県の助成がたしか15万円掛ける2回の計10回の最長5年間だったと思うんです。今回、今現在の県のほうの助成が、私もうろ覚えなので、県のほうの助成額が、たしか30万円だったと思うんですけれども、県のほうの助成額をお聞きしたいと思います。

それから、オリ・パラの関係ですけれども、実は、せんだって、ある講演会でオリンピック・パラリンピック推進協議会の事務局長の講演を聞かせていただいて、もうオリ・パラと言ってくれと。オリンピックじゃない。オリンピック・パラリンピック、オリ・パラということと言ってくれと言われましたので、私も今後はオリ・パラという形で表現をさせていただきたいと思うんですけれども、先ほど課長の答弁でサーフィンのお話もありました。昨年11月26日に、九十九里外房地域の16市町村で森田知事をお願いしたと。といった矢先に、せんだって、お隣のいすみ市の市長と一宮の町長が2人をお願いしに行ったというふうに聞いて、猿田市長にお聞きしたいんですけれども、これは私、言葉は悪いですけれども、抜け駆けしたというふうに思いますけれども、それを猿田市長はご存じだったのかどうか。また、その後に猿田市長に対して、一宮あるいはいすみ市の首長のほうから何かご連絡はあったのか。私の認識では、九十九里外房地域の16市町村で一緒にというようなことだったと思うんですけれども、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午後3時25分まで休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時25分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお願いがあります。議長から申し上げます。質疑、答弁に際しまして、もう少し大きな声で言っていただくと助かるかと思えます。よろしくお願いします。

答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 2020のオリ・パラのサーフィンの関係でご答弁を申し上げます。オリ・パラでサーフィン大会、まだこれは正式に種目が決まったわけではございませんし、リオのオリンピックが終わってから決まるということですが、ただ、日本で開催をできるだろうというような見込みで、今いろいろ動いているところでございます。これも、千葉で開催するか、神奈川で開催するか、茨城でやるのか、まだそれも決まっています。神奈川のほうも一生懸命やっているということです。とはいいいながらも、千葉県とすれば、この外房の海岸、ここが要するにサーフィンに適したいい波が立つ場所であろうということで、これは自分たちで思っているといえますか、それが今までの過去の世界大会とか、いろいろそういうもので、この外房海岸にいい波が立つということでもあります。

ということで、今、佐藤議員からありましたけれども、外房関係の十幾つの団体で、みんなで一緒に誘致をしようというようなお話があったところでございますけれども、先般の新聞記事で、一宮といすみ市が遠藤オリンピック担当大臣のほうに要望に行ったということで、これはもう全く寝耳に水であります。これはもう本当に、私もその後には実は、何であんなばかなことをやるんだということを、いすみの市長に話しました。そうしたら、いやいや、これは、あのときに、あと個別にみんなでやろうなんて、勝手なことを言ってるんです。私もこれは許せないというふうに思いましたけれども、実は、正直、全くわかりませんでした。これは実は鴨川の市長と話し合ったときも、鴨川も非常に困っている。鴨川の市長も、ああいうことを勝手にやられると、我々も鴨川の市民から、鴨川市、何をやってるんだというような話も聞いているということでありまして、ああいうことをやられると非常に困るというふうに私は思っています。もう全く勝手に向こうでやっていることであります。

今、動きとすると、しょうがないから、勝浦も御宿と手を組んで、近々行こうということで、今スケジュールを組んでおります。それから、安房は安房で、初め鴨川と手を組んで、鴨川と勝浦と御宿で行こうじゃないかというようなことで鴨川の市長とも話しました。というのは、このサーフィンをやりますと、宿舎だとか、泊まる場所とか、いろいろそういうことになりますと、ここら辺は、部原沖は非常にいい会場ですし、波がいいのが立ちます。過去に丸井のサーフィンの世界大会もやりました。ということで非常にいいんですけれども、鴨川と手を組むのもいいのかなと思いましたが、鴨川は、いろいろあれがありまして、安房のほうの南房総市、館山、3団体で我々もしょうがないから陳情に行くというようなお話であります。私のほうは御宿と、一応もう文案も全部できていまして、この議会が終わりましたら、国のほうへ陳情書を持っていこうという今スケジュールでおります。

ただ、一方、これにつきましては県のほうもいろいろ動いていまして、ある意味では勝手な動きをしないでくれみたいな、そういうスタンスがちょっとあるんです。県が主導で、外房の一連の関係自治体を集めて、ここら辺のサーフィンに関する連絡協議会を持とうということで、勝浦市さんも入ってくれませんかと言うから、もちろん我々はオーケーですよということで、近々、今月の22日にサンライズ九十九里のほうで沿岸16市町村の副市長会議が、県のほうの招集だと思いますが、こういう会議が招集されるということでもあります。

だから、どこでも、おらがのところが一番いいんだというふうに思いますが、サーフィンというのは、例えば今日なんか波を見ると、全然波が立たない。サーフィンなんかできっこありません。2020のオリ・パラは、ちょうど7月から8月でありますので、ここでいい波が

立つか、例えば台風が近づいていて、いい波が立てば非常にいいですけども、そのときの状況によっていろいろ左右されるということですけども、勝浦も負けずに、御宿と連携をとって国のほうにこれから要望していきたい。一宮、いすみには負けないというふうな心構えでやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。千葉県の不妊治療の内容ということでございますが、千葉県のこの特定不妊治療助成事業は、28年度から大幅に改正されます。確かに議員言われましたように、15万円ということで初年度3回まで、2年度以降は2回とか、通算10回まで、そういう制度がございましたが、28年度からは、初回の治療につきましては助成額は15万円から30万円、また男性の不妊治療も今回追加されます。勝浦市の助成につきましては、この千葉県の不妊治療の助成額、これを差し引いた金額の2分の1、上限10万円ということで今回提案させていただいております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 不妊治療のほうですけども、一般的な目安として50万円として、県の助成を使えば30万円、残りの20万円を自己負担、そうすると20万円として、上限2分の1の10万円ということになると、自己負担10万円ですることができるというような形になろうかと思います。これは非常にありがたいことで、私も以前質問したときに、私の知り合いの中でその助成を受けた人間がいて、実は昨年に奥様が妊娠しまして、年明けに女の子が生まれて非常に喜んでいました。今回、市のほうの助成を使わずにこういったこともできまして、彼の喜んだ顔を見たときに、本当にありがたいことだなと、市役所の若手職員に私は頭を下げたい。私が言っても予算つかなかったけれども、市の職員が言うと予算がついたということで、本当にありがたいことだなと思います。そして、それを取り入れてくれた猿田市政に感謝を申し上げたい。不妊で悩んでいる若いご夫婦にとっては、これは本当にありがたいことだと思いますので、10組といわず、また増えていくようであれば補正予算で対応していただきたいというふうに思います。

それから、オリンピックのサーフィンの関係ですけども、3月29日に副市長会議、副市長も強く言っていて、猿田市長と一緒に、また御宿の石田町長、そして地元の小高県議、森先生、いますので、ぜひ。これは先ほど市長もおっしゃいましたが、1カ所ですることができる競技ではありません。どこどこで波が立ったけれども、どこどこで波は立たないとか、そういうことでありますので、広域的な部分で捉えていかないとサーフィンというものは成功できないと思いますので、市長、そして副市長の強いリーダーシップのもとで、勝浦にサーフィンを誘致できるようにお願いしたいというふうに思いまして、全て要望でお話しさせていただきました。答弁は結構でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） それでは、146ページ、147ページから2点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目ですが、かつうらビッグひな祭り開催事業について、補助金が324万円とあります。それと、その下にあります、147ページ、かつうら魅力市、こちらは370万円で事業の交付金がついておりますが、ひな祭りのほうは今年度は10日間の開催期間があります。魅力市のほうは、たしか1日の開催だと思いますが、この金額のつけ方の差、これをお伺いしたいのが1点目。

2つ目は、147ページの小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金、この内容

について教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、かつうらビッグひな祭り開催事業に係る補助金324万円、それともう一つ、かつうら魅力市開催事業として370万円、日数が違うのにこの差、どのような理由なのかということですが、まず1点は、かつうらビッグひな祭りにおきましては、1つは、要は、事業費に充てられる収入がございます。例えば人形を全国の皆様からお受けしております。これが1件5,000円になっておりますけれども、例年600件から700件程度受け入れをしております。その金額がひな祭りに対します経費等に充てられる収入になっております。もう一点が、以前、昨年までは守谷駐車場におきまして、一般普通車に対して1台当たり500円の駐車料金を取っておりました。それが大体200万円から250万円ぐらいですが、過去収入があったんですが、その経費につきましてもひな祭りの事業の経費に充てられると。プラス、これは年によって違うんですけども、募金が70万円から100万円近く、そういった歳出に充てられる収入がありましたことから、うちのほうも補助金要綱というのがございます。そんな中で計算した中で324万円という形になっております。

一方、かつうら魅力市につきましては、事業費に充てられる収入財源がございません。全市のこの補助金でイベントを行っていることから、その差が出たというふうに考えております。

次に、もう一点、147ページの小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金についてでございますが、これは平成26年度から行っております、勝浦市の商工会が申請して行う事業でございます。27年度も同じ事業がありまして、補助金を出したところでございます。平成27年度、これが最終年度でございまして、同じ補助金を市から出しているところでございます。これにつきまして、内容は、勝浦ロケーションサービスと申しまして、勝浦のロケ地をCM、ドラマ、映画等で露出していただいて勝浦をPRしていただく。また、それにあわせて、勝浦のブランド等のカツオとか、その他いろいろグルメ商品をあわせ持った形で勝浦をプロモーションしていくと、そういったような事業展開でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。久我恵子議員。

○3番（久我恵子君） ひな祭りと魅力市、こちらの差額について、よくわかりました。ついだと申しては何なんです、ひな祭り、今日で8日目を迎えておりますが、全市を挙げての来場者数、あともう一つは、キュステのほうにどのくらいの人がいらっしゃっているのか。当然今回300円のお金をいただいておりますので、どのくらいの人数がいらっしゃっているのかをお聞きしたいのと、それから、ロケーションサービスのほうですが、この説明、よくわかりました。先日も、私のほうもエキストラで参加をさせていただきまして、大変楽しい思いをさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回2016のかつうらビッグひな祭りの来場者数でございますが、昨日3月3日現在でございますが、入り込み総数が約10万7,000人、うち芸術文化交流センター、キュステへの来場者は約1万8,000人でございます。ただし、先ほど300円という話ですが、この1万8,000人が全て300円の収入ではなくて、中学生以下は無料ということになっております。そのようことから1万8,000人よりも若干少ない金額、約1万5,000人から1万6,000人ぐらいの分の収入というふうに認識していただければと思います。以上ござい

ます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、176ページ、教育費、特別支援教育支援員配置事業、ここが約1,800万円ということですが、この人数、増減、そしてニーズとのギャップがあるかどうかということをお伺いします。以下、事業関係、人数と、その増減、それからニーズとのギャップということでお答えをお願いいたします。1点が今のです。2点目は遠距離通学児童対策事業、3点目が要保護及び準要保護児童の支援事業、小学校が560万円、そして中学校が、182ページ、約296万円、そして最後、外国語指導助手招致事業、これは1,114万円かけております。これらをお答えをお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず、特別支援教育支援員についてでございます。増減についてということですが、27年度、特別支援教育支援員、学校からの要望で8名の支援員を配置したところでございます。新年度予算につきまして9名の見込みということで予算を一応要望してございます。来年度の準備に向けて各学校に調査をかけたところ、現在のところ4つの小、中学校から合計8名の支援員の配置要望が上がっております。したがって、28年度につきまして支援員の配置は、現在のところ要望100%に対応ができる状況であるというふうに考えております。

次に、遠距離通学についての御質問であります。遠距離通学費につきましては194万7,000円の予算が上がっております。この遠距離通学費といいますのは、この内訳は、児童が統合により路線バス等で通学をするための交通費補助であります。具体的には、興津小学校、勝浦小学校、総野小学校の子どもたちがバスで通学しておりますので、その通学費を補助しております。ちなみに、旧行川小学校の大沢地区の児童につきましてはタクシーを利用して学校のほうに通学しております。その金額については自動車借上料196万5,000円の中に含まれております。学校統合におきます清海小学校の子どもたちの通学に係る費用としましては、スクールバスの運行で対応しておりますので、スクールバス運行業務委託料の1,978万2,000円の中で、清海小学校の子ども、また現上野小学校の名木地区、荒川地区の子どもたちがスクールバスで通学しておりますけれども、このスクールバス業務委託料の中で対応をさせていただいております。

それから要保護、準要保護の状況でございますが、年々、要保護、準要保護の人数が増加傾向にあるというのが現状でございます。今年度の要保護、準要保護の数は3月1日現在で74名となっております。昨年度は61名ということで、昨年度から比較してもかなりの数が増えてきております。28年度の予算につきましては、小学校、中学校、合わせて約80名で見込みをして予算計上をしてございます。この見込みについては、現在の子どもたち、小学生が中学校に上がるとか、新しい子どもが小学校に上がる等を見込んでの見込みの数でございます。このように数が増えてきているという現状でございます。

続きまして、外国語周知事業でございますが、いわゆるALT、外国人の指導助手ということですが、現在、勝浦市におきましては2名の外国人指導助手に学校のほうで働いていただいております。この数につきましては、ここ数年2名でやってきております。1名につき33万円の月額報酬の12カ月で算定をしてございます。各小、中学校におきまして、中学校は1週間に2日から3日程度、小学校については週1回、もしくは、小さいところについては2

週間に1回という学校もございますけれども、そのようにALTを配置してございます。また、余裕のあるときには幼稚園等にも行って外国語に親しむということで活動をしていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。特別支援教育支援員配置事業、これが4校で8名ということ、そして要望は100%満たしていると、これは大変喜ばしいことだと思っております。ぜひ、この面で支援をお願いしたいと思います。

それから、要保護、準要保護生徒支援事業ということで、昨年61名で今年74名、この点につきましては、これから増えていくのではないかなという予想が立ちます。この場合、認定基準をどこにするのかということが重要です。この認定基準についてお聞かせをください。

それから外国語指導助手招致事業、これは増減なく2名ということですが、このALTですが、小学校、中学校、どのように活用されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。準要保護と生活準要保護児童・生徒就学援助の認定基準であります。生活保護の基準をもとに算定をさせていただいております。家庭のいろいろな、人数であったり、収入であったり、そういった基準を設けまして、その範囲内で対応させていただいております。

それから、ALTの活用状況でございますけれども、中学校につきましては、英語の授業の中で英語の先生と一緒に活動をしていただいている状況でございます。小学校につきましても、5、6年生は外国語活動がありますので、中心は学級担任が外国語活動を行っておりますけれども、そこにALT外国語指導助手が入ることによって、さらに英語に親しむ活動、さらに学校によっては、外国語に親しもうということで、低学年の1年生から外国語に親しむ活動も取り入れております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、認定基準ということはわかりました。これから年度初めにかけて認定の会議があると思いますので、そこでよく精査していただいて、よろしく願いいたします。

それから、ALTですが、この方々をフルに活用していただきたいと思います。英語の授業の補助として、または、さまざまな資料提供としてやってくださっているというふうに思いますが、小学校では週に1時間ですか、そのほかにも何か活用されている部分があれば教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。ALTのその他のいろいろな活用状況ということでございますが、中学校では、英語発表等がございます。例えば、英語発表の原稿を一緒になってつくっていただいたり、発表練習をしていただく、そういった活動について各中学校で取り組んでいただいております。また、勝浦市におきましては中学生の海外派遣事業を行っております。この派遣事業の中で、事前学習として、日常会話であったり、必要な英語学習について、事前の説明会のときに、一緒にALTに参加していただいて、英語の学習にも参加していただいているところでございます。以上でございます。

延 会

○議長（寺尾重雄君） お諮りいたします。本日の日程はまだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。

休 会 の 件

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、休会の件を議題といたします。明3月5日及び3月6日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会いたします。

3月7日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日は、これをもって延会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時55分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第31号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件